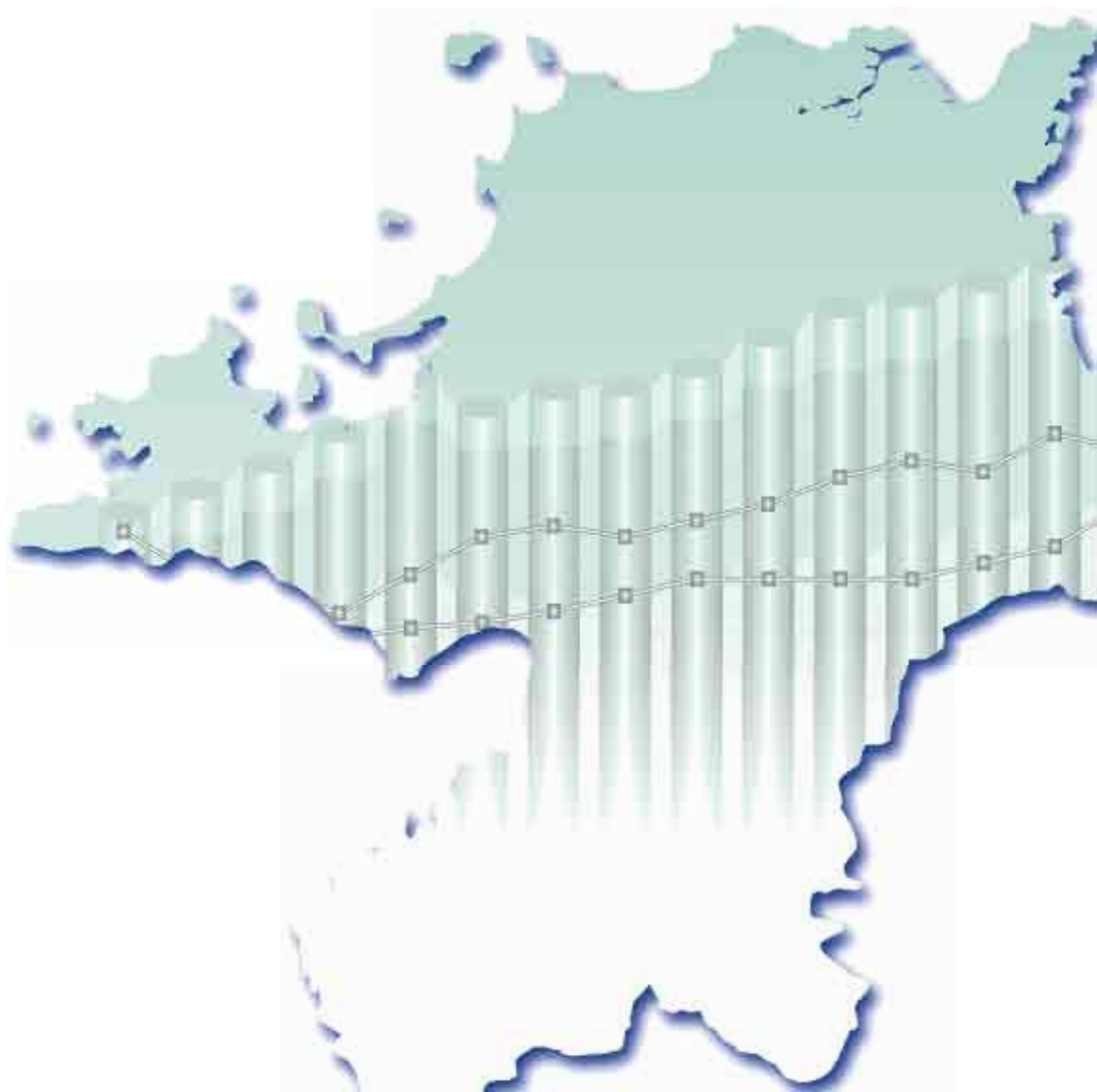




# 市町村財政のすがた 2009



平成21年3月

福岡県企画・地域振興部市町村支援課編  
福岡県市町村行財政研究協会発行

# 目 次

## I 地方財政を取り巻く環境

1 国の財政と地方財政	1
2 国と地方の役割分担	2
3 厳しさを増す地方財政	3
(1) 地方財政の借入金残高と経常収支比率の推移	
(2) 地方交付税等総額の推移	
4 地方公共団体の財政の健全化の推進	5
(1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要	
(2) これまでの財政再建制度との違い	
(3) 健全化判断比率の対象会計範囲のイメージ	
(4) 健全化判断比率の概要	
(5) 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ	
(6) 早期健全化の手続	
(7) 財政再生の手続	
(8) 健全化判断比率の状況	

## II 県内市町村財政の現状

1 県内市町村の状況	14
2 歳入	15
(1) 歳入決算額の推移	
(2) 歳入項目別全国比較	
(3) 自主財源比率の状況	
3 歳出	17
(1) 目的別	
①歳出決算額の推移	
②歳出項目別全国比較	
(2) 性質別	
①歳出決算額の推移	
②歳出項目別全国比較	
③普通建設事業費の推移	
④公営企業に対する繰出金の推移	
⑤一部事務組合に対する負担金等の推移	
⑥国民健康保険・老人保健医療・介護保険各事業会計への繰出金の推移	
4 硬直化が進む財政構造	21
(1) 赤字市町村数の推移	
(2) 経常収支比率の推移及び状況	
(3) 健全化判断比率の状況	
(4) 財政力指数の状況	
5 増嵩する財政負担	26
(1) 地方債発行額と公債費の推移	
(2) 地方債現在高と債務負担行為額の推移	
(3) 積立金現在高の推移	
(4) 将来にわたる実質的な財政負担の推移	
(5) プライマリーバランス	
6 職員数の状況	29
(1) 職員数の推移	
(2) 部門別職員数の状況	
7 地方公営企業	31
(1) 地方公営企業の役割	
(2) 事業数	
(3) 決算規模	
(4) 経営状況	
(5) 企業債の状況	
8 今後の課題	34
(1) 下水道整備推進に伴う財政負担の増	
(2) 地方行革新指針による行政改革の推進	
(3) 地方公会計改革(地方の資産・債務管理改革)	
(4) 団体間で比較可能な財政情報の開示	

## III 参考資料

1 平成19年度市町村別財政指標	43
2 財政用語解説	47
3 近年の本県市町村合併	48

### 関連サイト

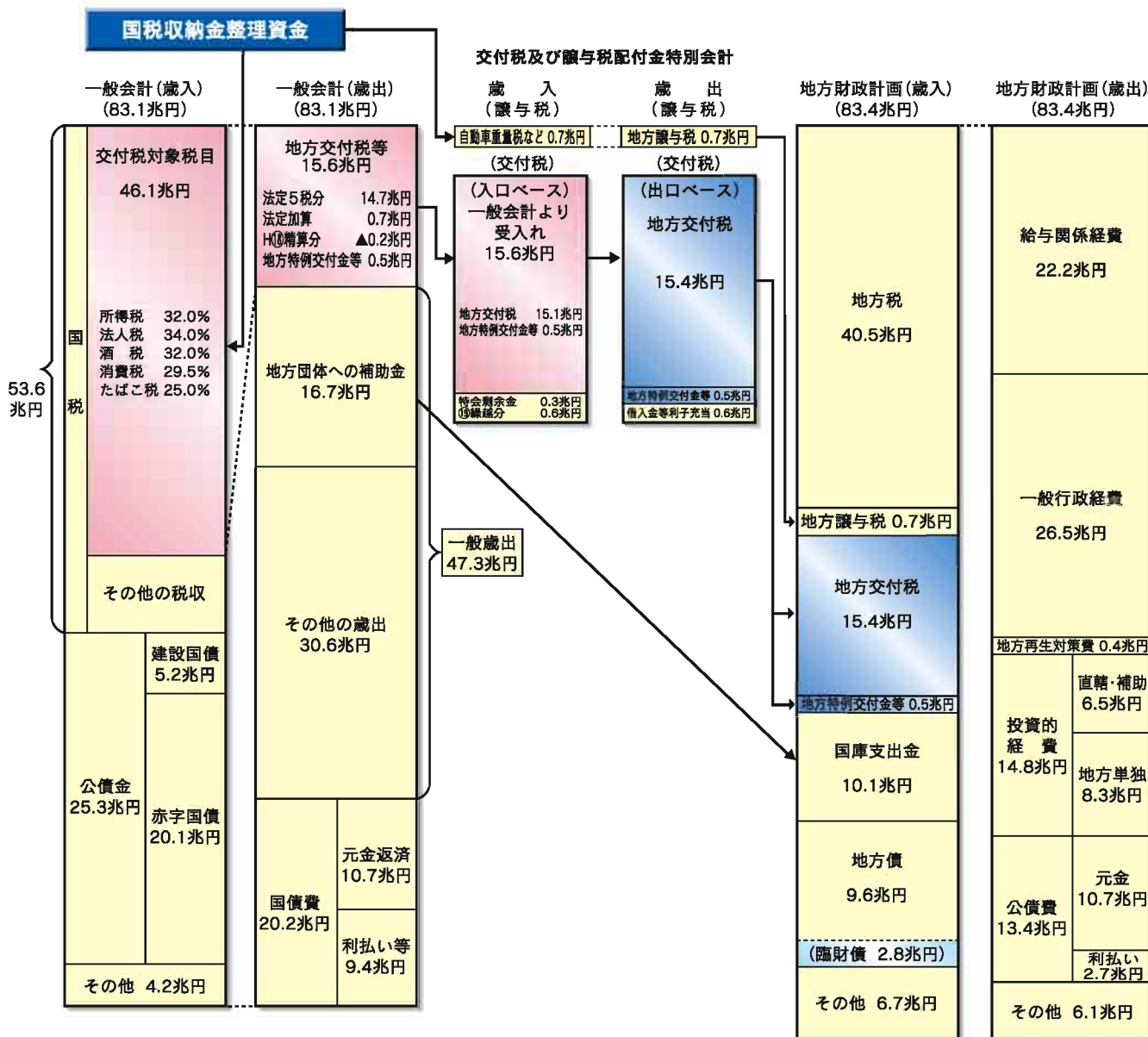
- 福岡県のホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f11/shityoson-zaisei.html>
- 総務省のホームページ <http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html>

# I 地方財政を取り巻く環境

## 1 国の財政と地方財政

国と地方の財政は密接に結びついて活動し、国民経済に寄与しています。このため、国の財政と地方財政は、「公経済における車の両輪」の関係にあるといわれています。

国の予算と地方財政計画との関係（平成20年度当初）



※表示未満四捨五入の関係で、合計が一致しない箇所がある。

<b>地方財政計画</b>	毎年度公表される翌年度の地方財政全体（普通会計、純計）の収支見込みで、地方公共団体の行財政運営の指針となります。
---------------	--

## 2 国と地方の役割分担

①公衆衛生、清掃等保健衛生の増進、②生活保護等社会福祉の充実、③小・中学校教育等の振興、④道路整備、都市計画等生活基盤整備の推進、⑤河川、海岸等国土保全の推進、⑥商工業等産業の振興、⑦安全と秩序維持に係る警察、消防の充実など国民生活と密接に関連する行政は、そのほとんどが地方公共団体により実施されています。

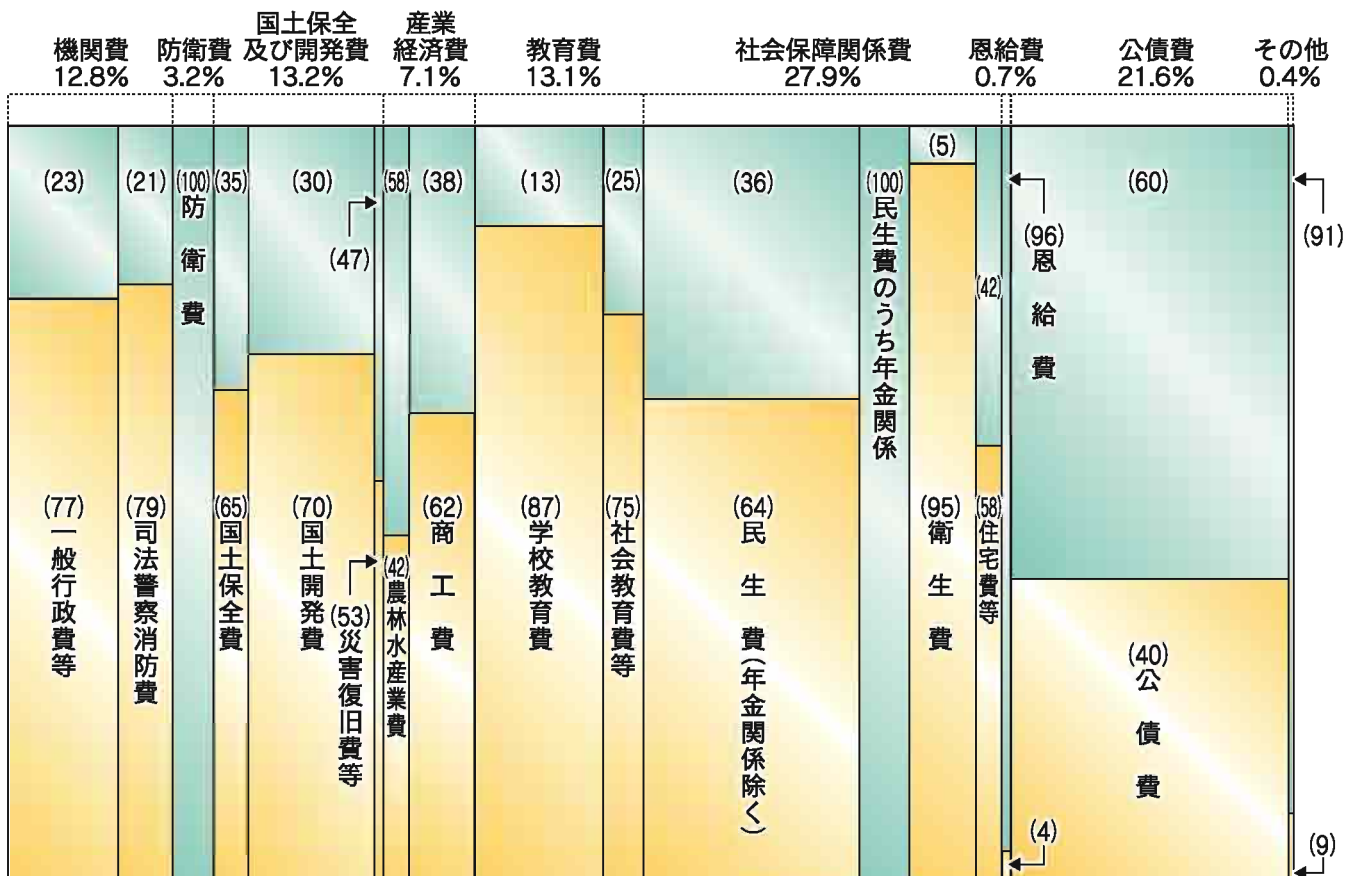
国・地方を通じる純計歳出の目的別構成費（平成19年度決算）

純計歳出額 149.2兆円



国・地方を通じる純計歳出規模（目的別）

国 (41.1%)  
地方 (58.9%)



(注) ( ) 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合を示す。

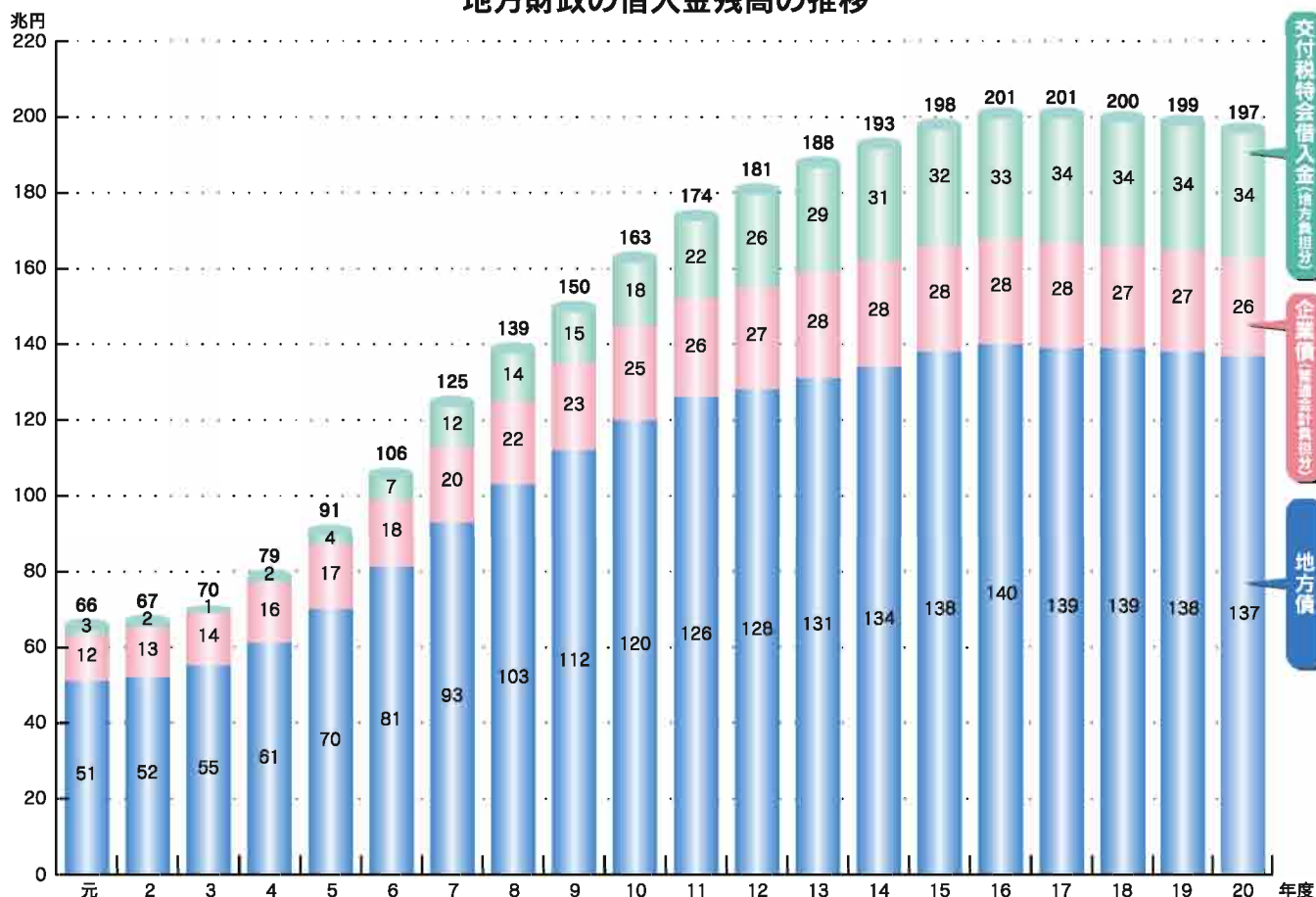
### 3 厳しさを増す地方財政

#### (1) 地方財政の借入金残高と経常収支比率の推移

地方財政の借入金残高は平成20年度末で約197兆円と、平成18年度から縮減しているとはいえ、近年の地方税収等の落込みや減税による減収の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により、極めて高い水準にあり、今後もその償還費の負担が高水準で続くため、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されています。

また、平成19年度の経常収支比率は、平成元年と比べて20ポイント以上上昇しており、財政構造の硬直化が一段と進行しています。

地方財政の借入金残高の推移



(注) 1 地方債残高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。  
 2 地方債残高及び交付税特会借入残高は、19年度までは実績、20年度は補正後見込である。  
 3 企業債残高(うち普通会計負担分)は、決算統計をベースとした推計値である。

経常収支比率の推移



(注) 全国市町村加重平均

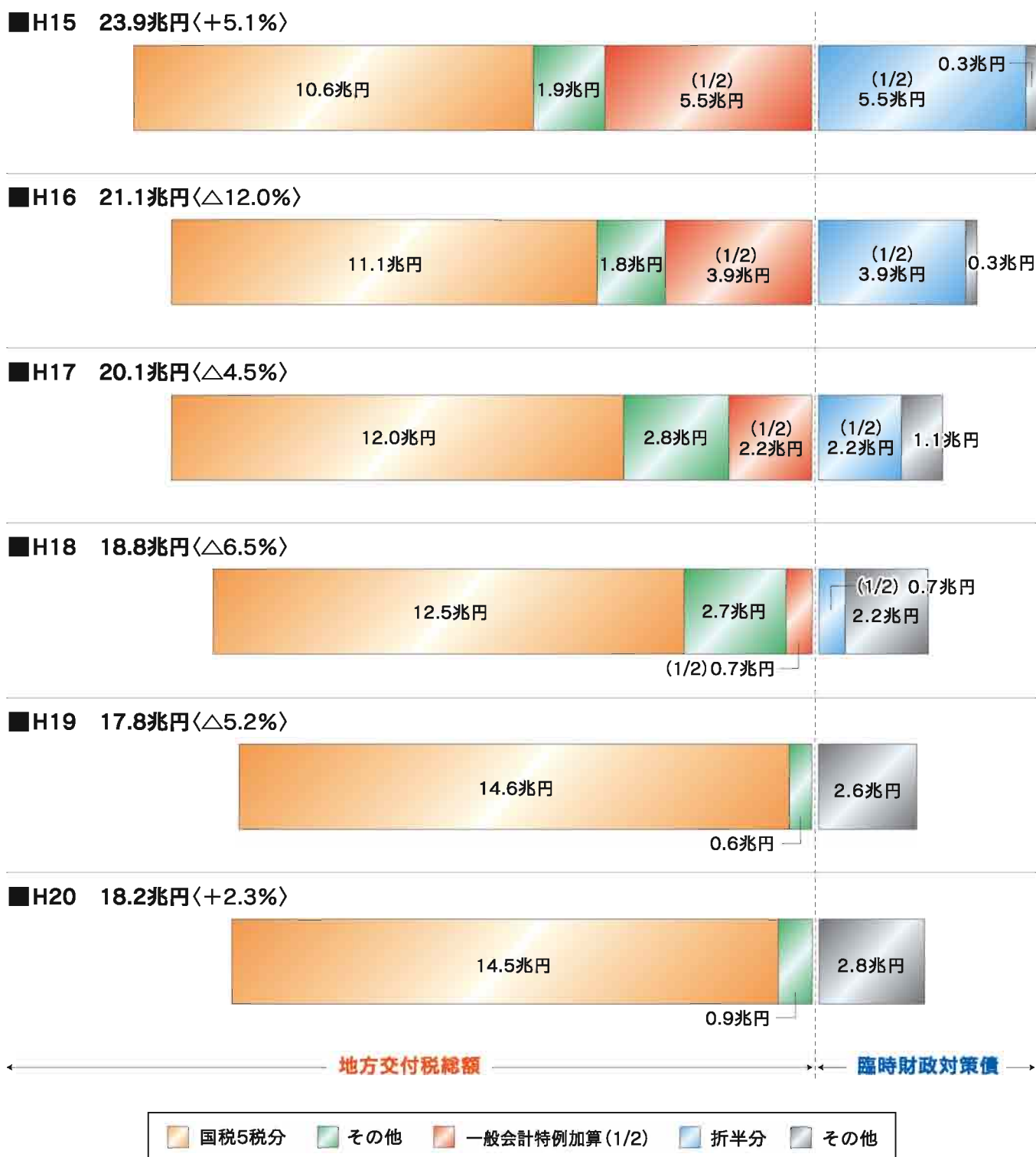
#### 経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する比率で、人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、普通交付税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかを見るもので、この比率が低いほど普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることになります。

## (2) 地方交付税等総額の推移

臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税等総額は、三位一体の改革等によって、平成15年度以降、5兆円以上削減されています。

### 地方交付税と臨時財政対策債の合算額



※ 〈 〉 書きは対前年伸率

※表示未満四捨五入の関係で、合計が一致しない箇所がある。

## 4 地方公共団体の財政の健全化の推進

地方公共団体の運営においては、何よりも住民に基礎的な行政サービスの提供を継続することが重要です。分かりやすい財政情報の開示が不十分であった等、「地方財政再建促進特別措置法」における課題を踏まえ、平成21年度から施行(健全化判断比率の公表等については施行済)される「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」においては、財政情報の開示を徹底し、透明なルールのもとに早期健全化措置を導入することにより、住民のチェック機能を働かせ、財政の健全化を促していくことを目的としています。

### (1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

#### I. 健全化判断比率の公表等

- 地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)の長は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。
  - ①実質赤字比率
  - ②連結実質赤字比率(全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率)
  - ③実質公債費比率
  - ④将来負担比率(公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率)



#### II. 財政の早期健全化

##### 1. 財政健全化計画

- 健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

##### 2. 財政健全化計画の策定手続等

- 財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を設ける。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

##### 3. 国等の勧告等

- 財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができる。

#### III. 財政の再生

##### 1. 財政再生計画

- 再生判断比率(Ⅰ①~③)のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならない。

## 2. 財政再生計画の策定手続、国の同意等

- 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。
- 財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- 財政再生計画を定めている地方公共団体(財政再生団体)は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

## 3. 地方債の起債の制限

- 再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができなくなる。

## 4. 地方財政法第5条(地方債の制限)の特例

- 財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債(再生振替特例債)を起こすことができる。

## 5. 国の勧告、配慮等

- 財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できる。
- 再生振替特例債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について国及び他の地方公共団体は適切な配慮を行う。

## IV. 公営企業の経営の健全化

- 公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。また、II 2、3及びV 1と同様の仕組みが適用される。

## V. その他

### 1. 外部監査

- 地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。

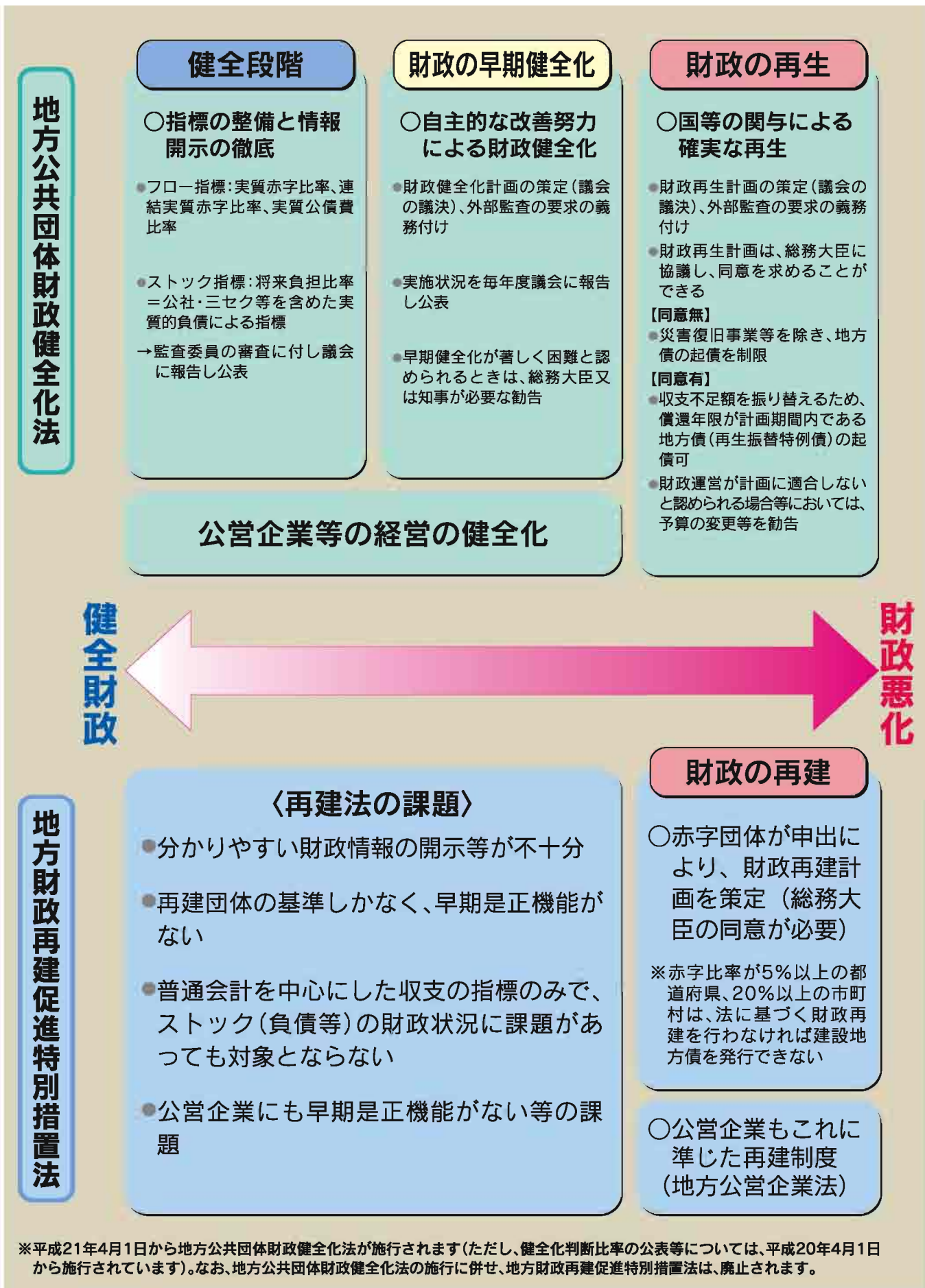
### 2. 施行期日等

- 健全化判断比率の公表は、平成19年度決算に基づく措置から、他の義務付け規定については、地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から、平成20年度決算に基づく措置から適用する。
- 国等に対する寄附を当分の間原則禁止することとしている現行再建法の規定を引き続き設ける。





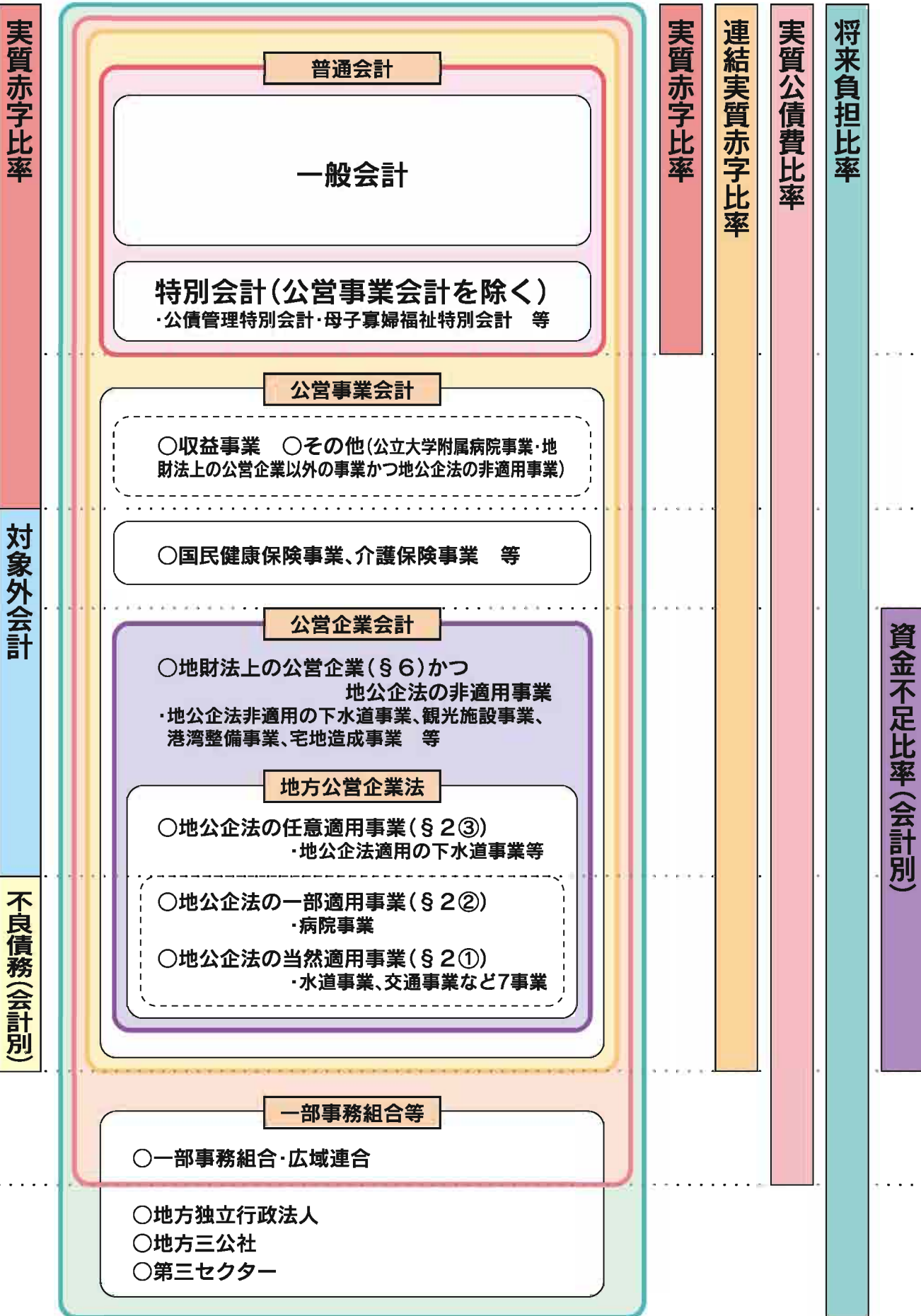
(2) これまでの財政再建制度との違い



### (3) 健全化判断比率の対象会計範囲のイメージ

地方財政再建促進特別措置法

地方公共団体財政健全化法



(4) 健全化判断比率の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{matrix} (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{標準財政規模} - \\ (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{matrix}}$$

(3か年平均)

- 準元利償還金：イからホまでの合計額
- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{matrix} \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{標準財政規模} - \\ (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{matrix}}$$

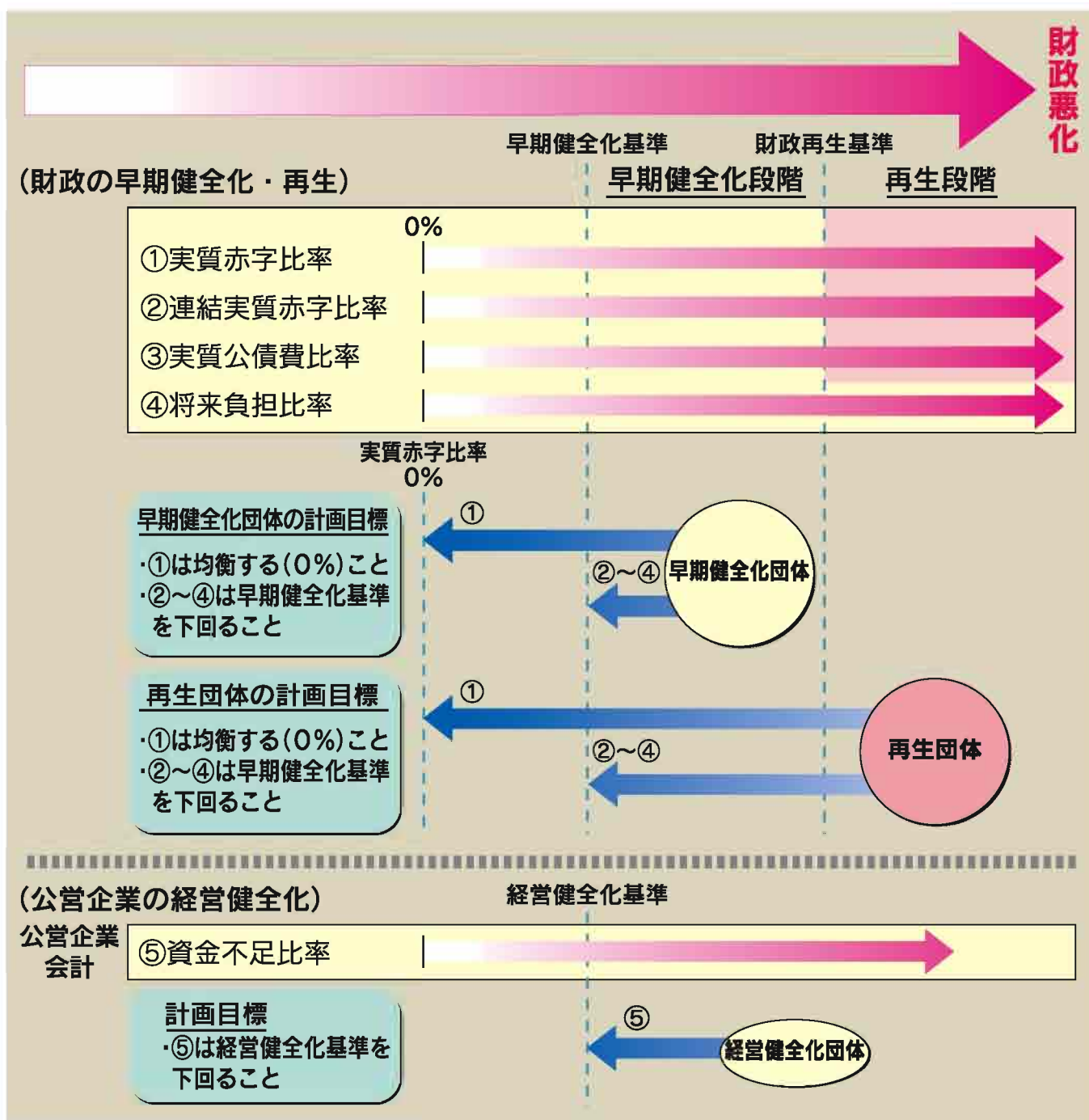
- 将来負担額：イからチまでの合計額
- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

(5) 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ

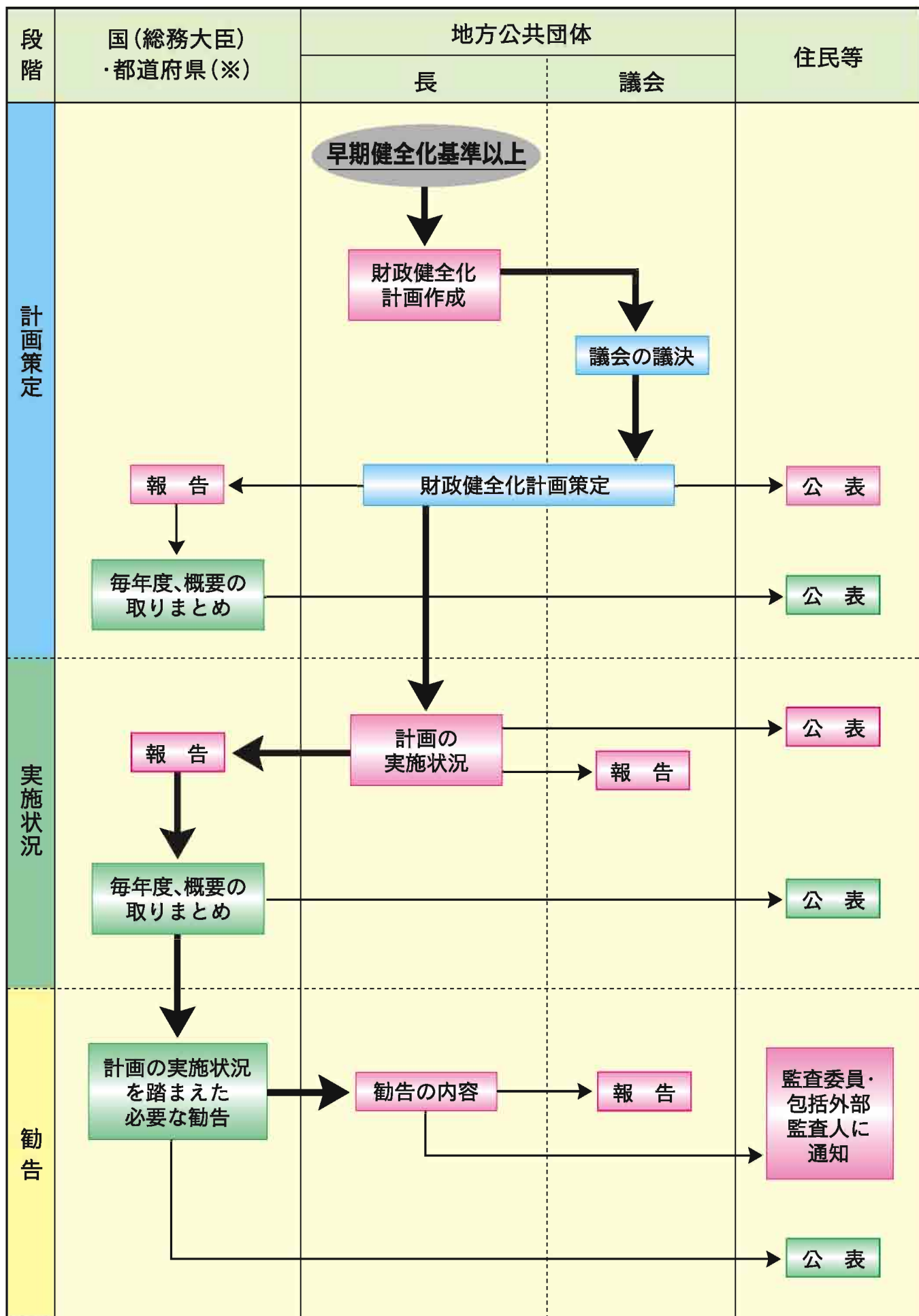
(早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準)

	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の比率	都道府県:3.75% 市町村:財政規模に応じ11.25~15%	都道府県:5% 市町村:20%
○連結実質赤字比率 ・全ての会計の実質赤字の比率	都道府県:8.75% 市町村:財政規模に応じ16.25~20%	都道府県:15%(※) 市町村:30%(※)
○実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	都道府県・市町村:25%	都道府県・市町村:35%
○将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	都道府県・政令市:400% 市町村:350%	-
○公営企業における資金不足比率 ・公営企業ごとの資金不足の比率	(経営健全化基準) 20%	-

(※) 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準(市町村は平成20年度決算に基づく比率:40%→平成21年度決算に基づく比率:40%→平成22年度決算に基づく比率:35%)が設けられている。

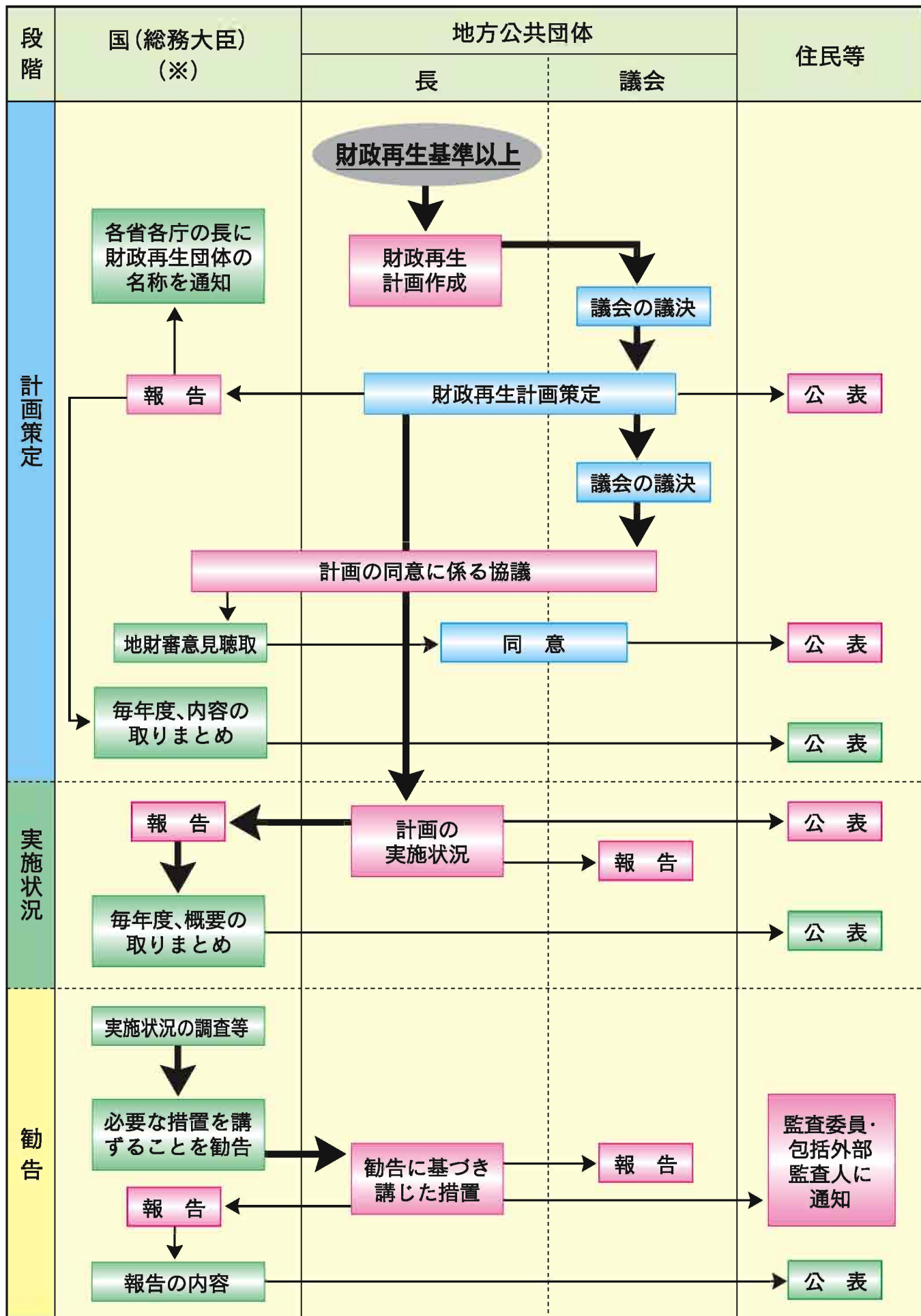


(6) 早期健全化の手続



※市町村(指定都市を除く)・特別区の財政の早期健全化の場合は、都道府県知事が行う。

(7) 財政再生の手続



※市町村(指定都市を除く)・特別区の財政の再生の場合は、都道府県知事を経由。

## (8) 健全化判断比率の状況

平成19年度決算に基づく健全化判断比率について、全国市区町村における状況(都道府県分は除く)は以下のとおりです。

実質赤字比率	当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。
--------	---

- 2団体が早期健全化基準以上(うち1団体が財政再生基準以上)
- 実質赤字額があるのは、市区町村で23団体

連結実質赤字比率	公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。
----------	---

- 11団体が早期健全化基準以上(うち2団体が財政再生基準\*以上)
- 連結実質赤字額があるのは、市区町村で71団体

※平成20年度決算に基づく健全化判断比率において適用される財政再生基準(40%)

実質公債費比率	当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金も基準財政規模を基本とした額に対する比率である。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。
---------	--

- 33団体が早期健全化基準以上(うち2団体が財政再生基準以上)
- 市区町村の平均値は12.3%

将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。 地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。
--------	---

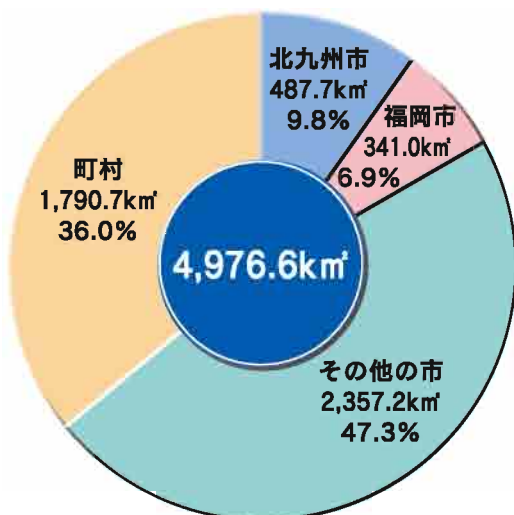
- 5団体が早期健全化基準以上
- 市区町村の平均値は110.4%

## II 県内市町村財政の現状

### 1 県内市町村の状況

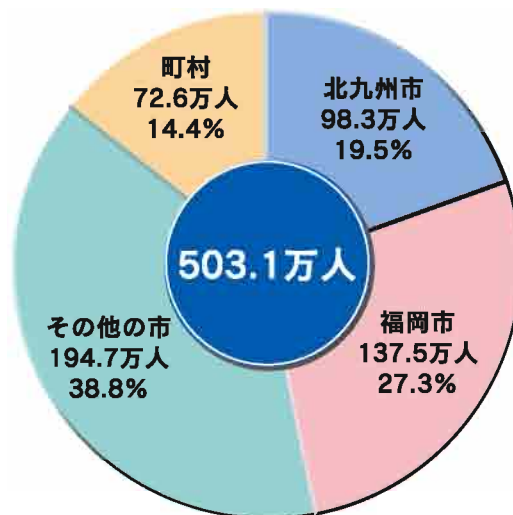
本県の市町村の財政規模をみると、北九州市、福岡市が約6割、その他の市町村が約4割を占めています。

#### 面積



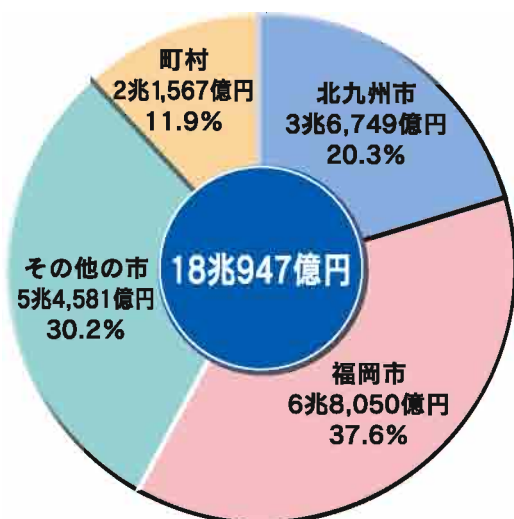
平成19年10月1日現在※

#### 人口



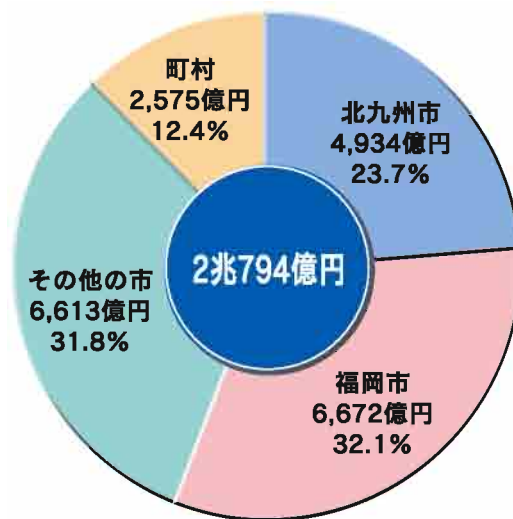
住基人口：平成20年3月31日現在※

#### 経済



平成18年度市町村内総生産※

#### 財政



平成19年度県内市町村  
普通会計歳出決算※

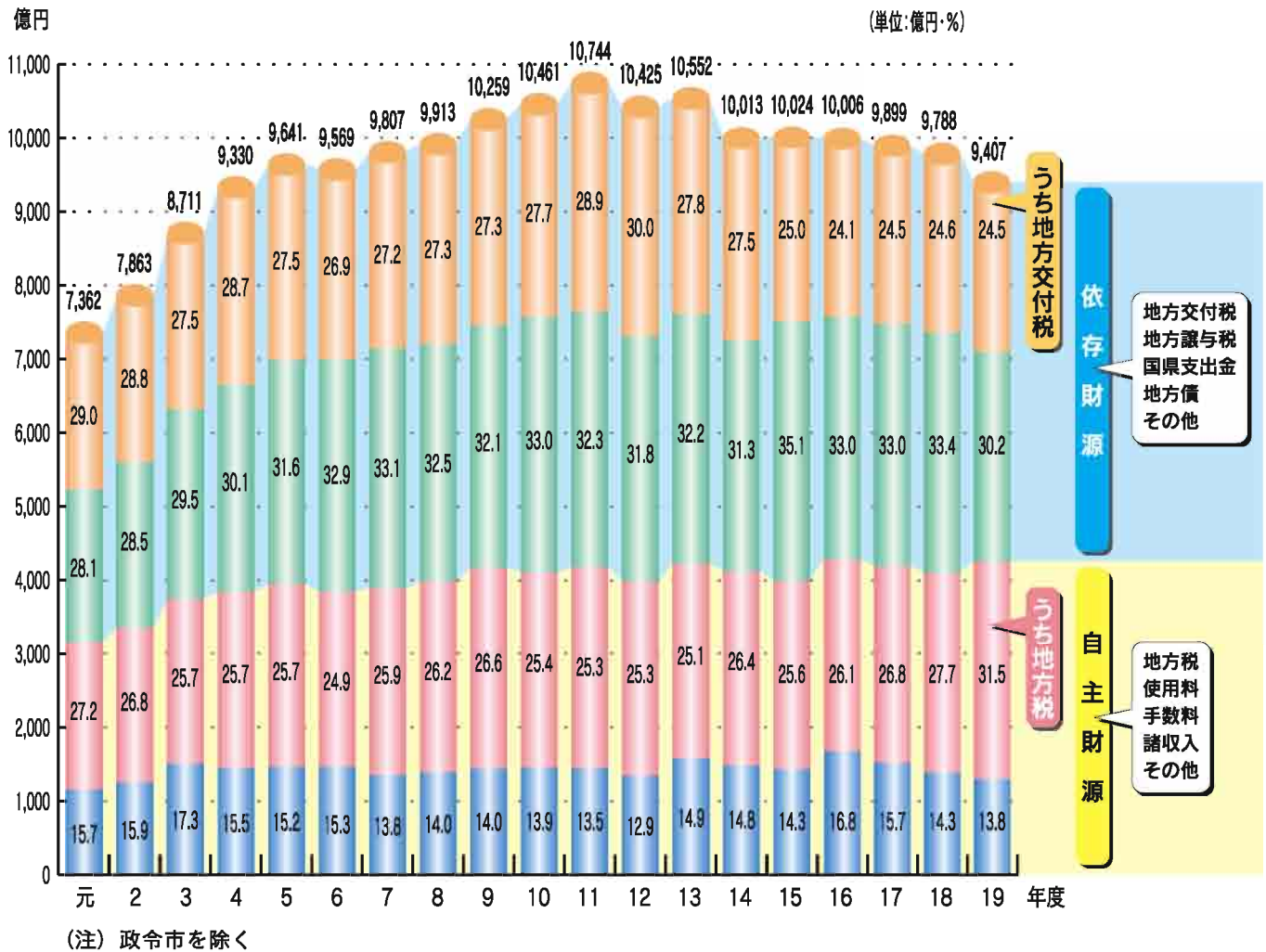
※「その他の市」・「町村」の区分は、平成20年3月31日現在の区分による。



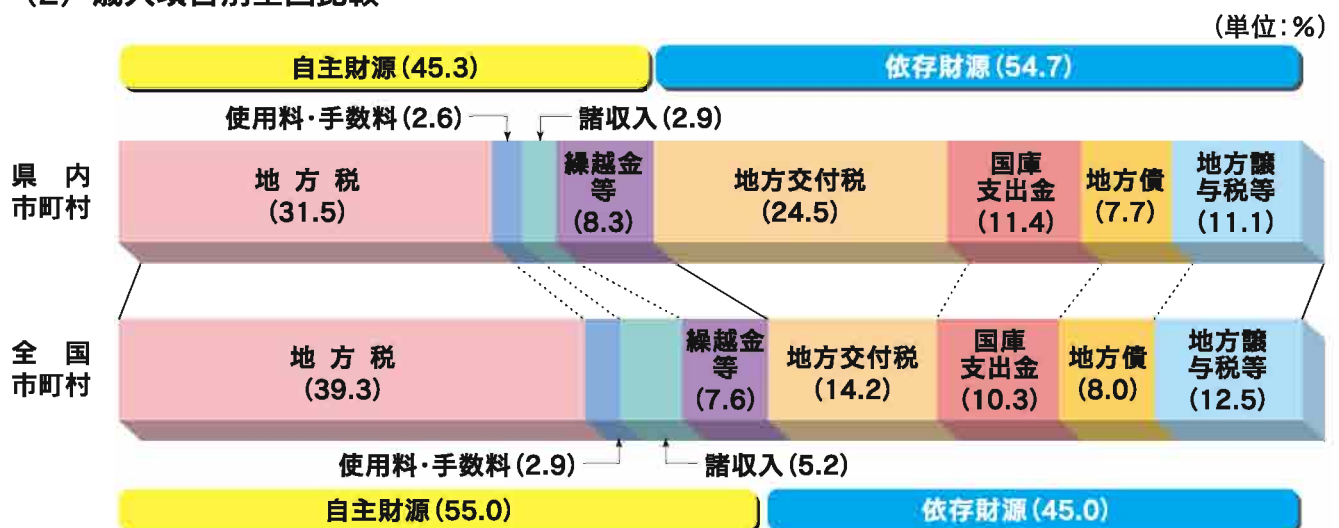
## 2 歳入

全国と比較した場合、地方税の比率が低く、依存財源の比率が高くなっています。

### (1) 歳入決算額の推移（自主財源、依存財源別）



### (2) 歳入項目別全国比較



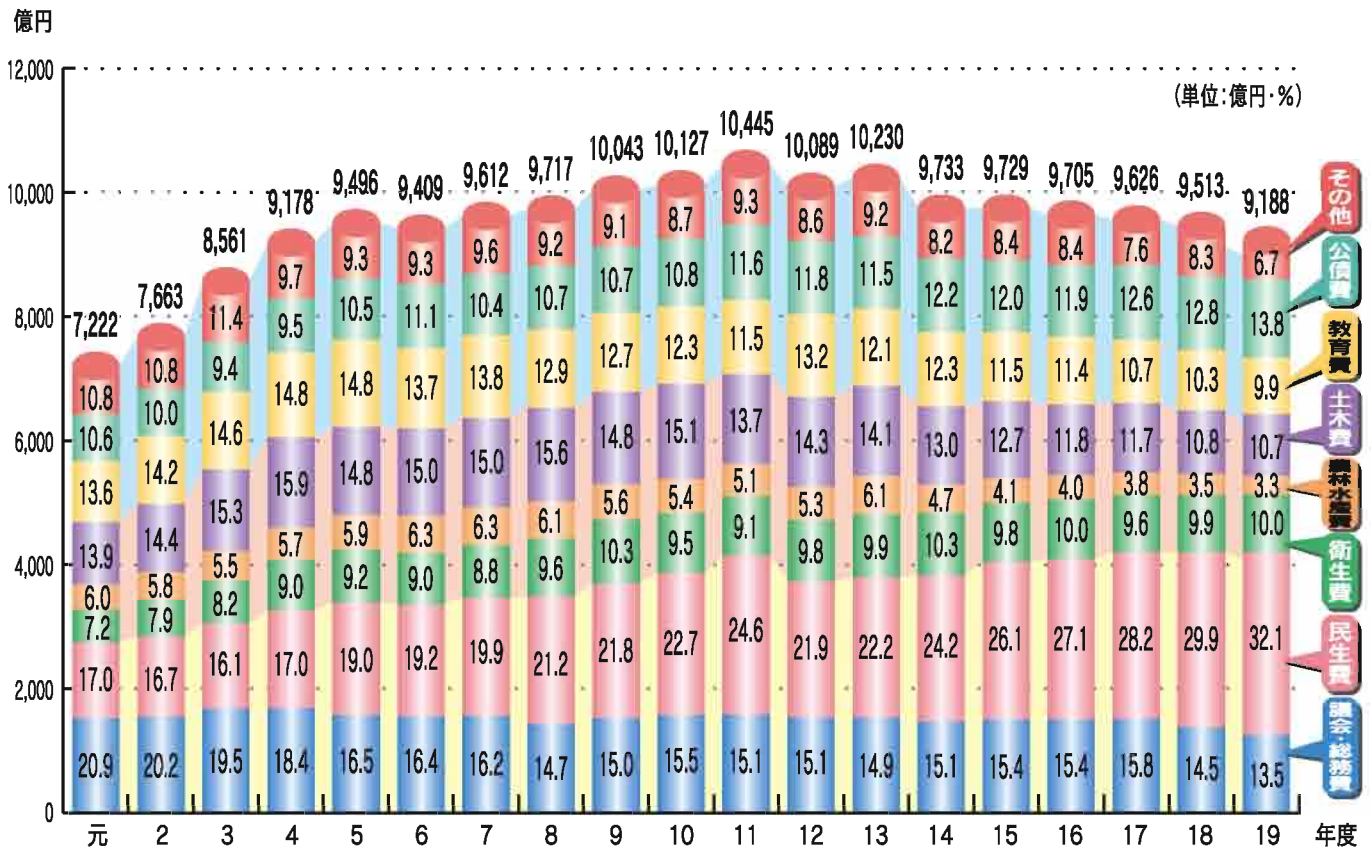


### 3 歳出

#### (1) 目的別

全国と比較した場合、土木費、教育費の占める割合は低くなっていますが、民生費、衛生費などの占める割合が高くなっています。

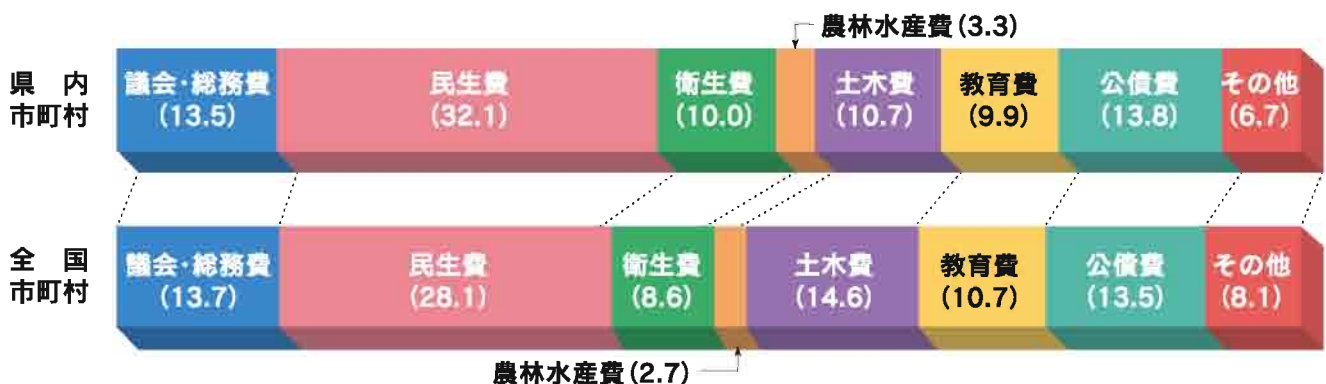
#### ① 歳出決算額の推移



(注) 政令市を除く

#### ② 歳出項目別全国比較

(単位: %)

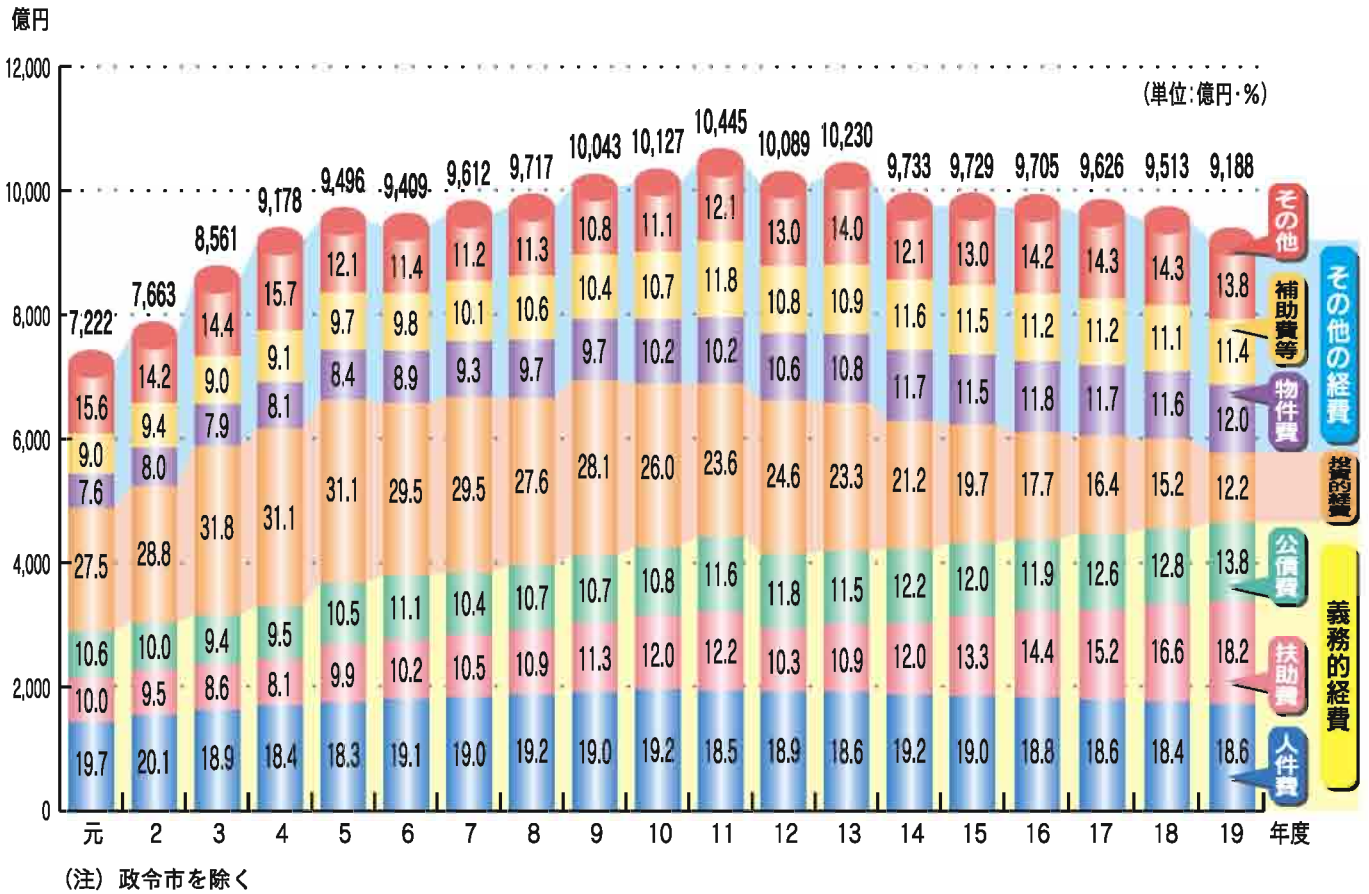


(注) 県内市町村は、政令市を除く

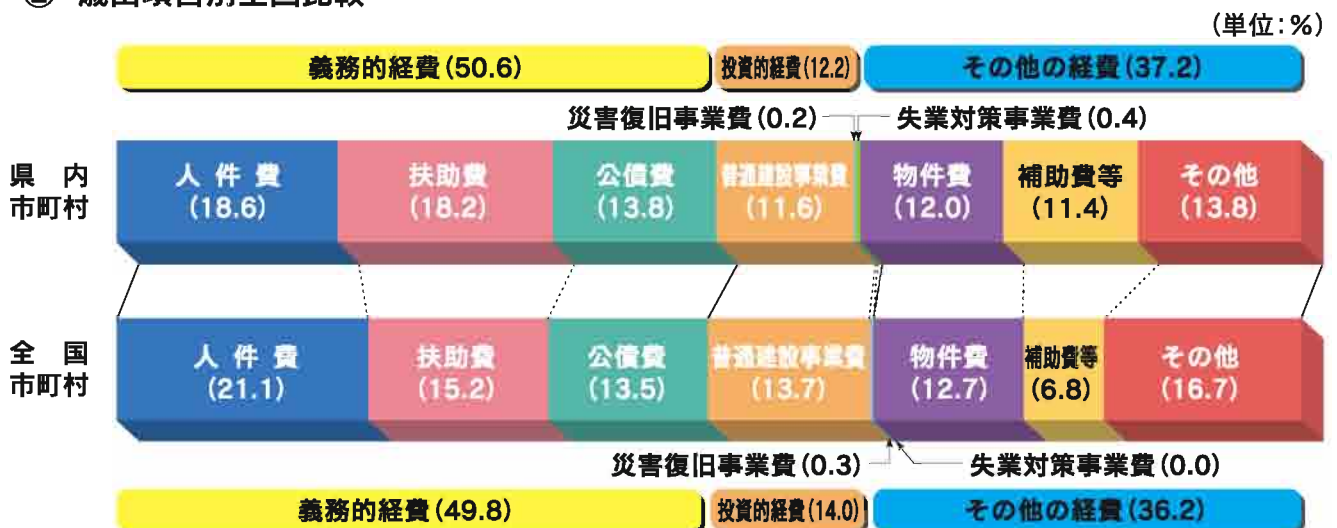
## (2) 性質別

全国と比較した場合、扶助費、補助費等、失業対策事業費などの比率が高い反面、人件費、普通建設事業費の比率が低くなっています。

### ① 歳出決算額の推移



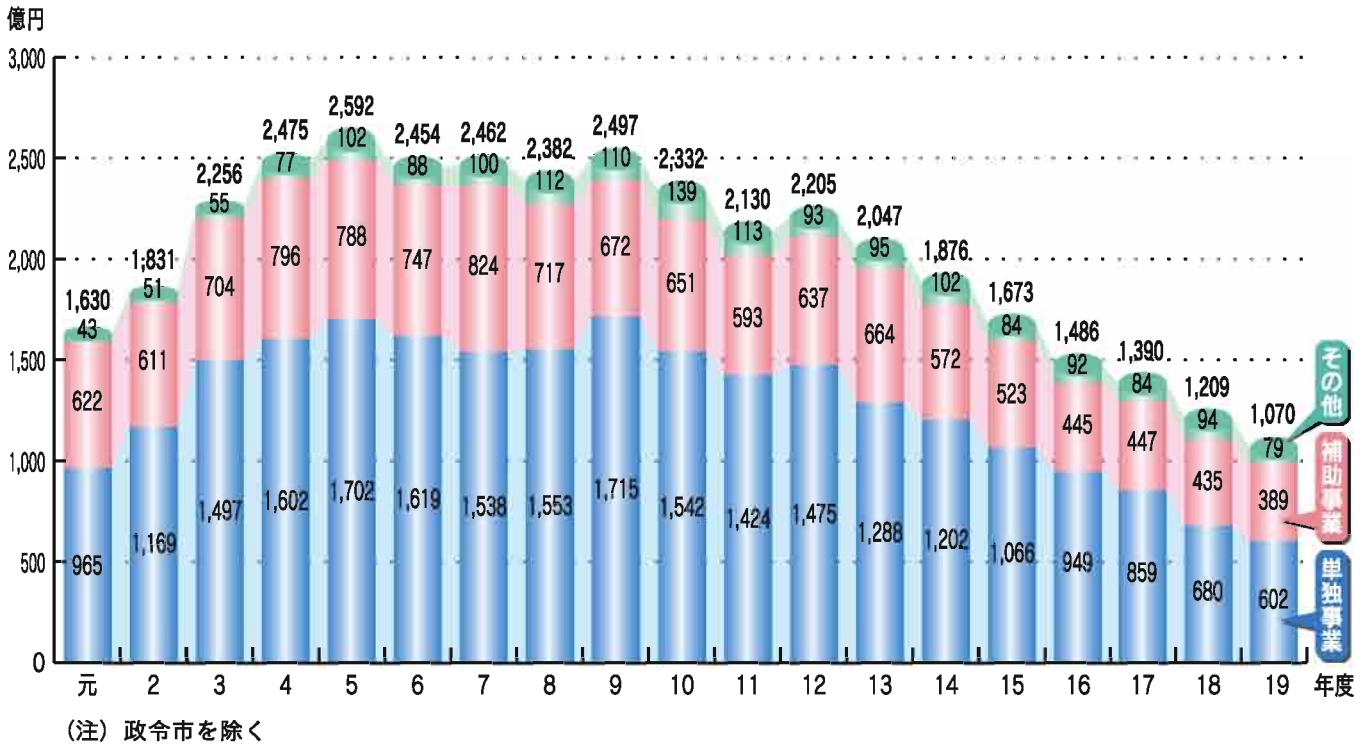
### ② 歳出項目別全国比較



(注) 県内市町村は、政令市を除く

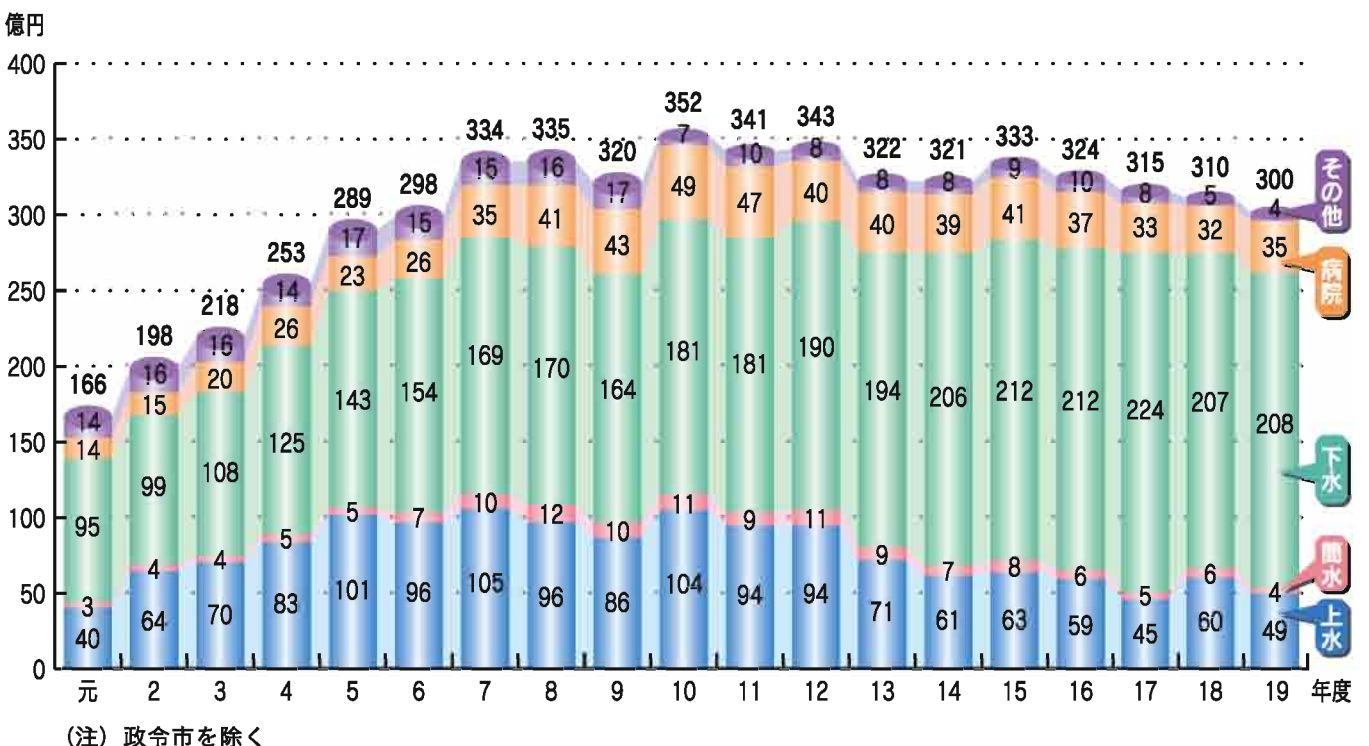
### ③ 普通建設事業費の推移

普通建設事業費は、平成元年度以降単独事業の積極的な事業展開により、平成5年度まで急速に増加しましたが、景気の低迷等に伴う財政状況の悪化、地方財政計画における投資的経費の削減などにより、近年では大幅に減少しています。



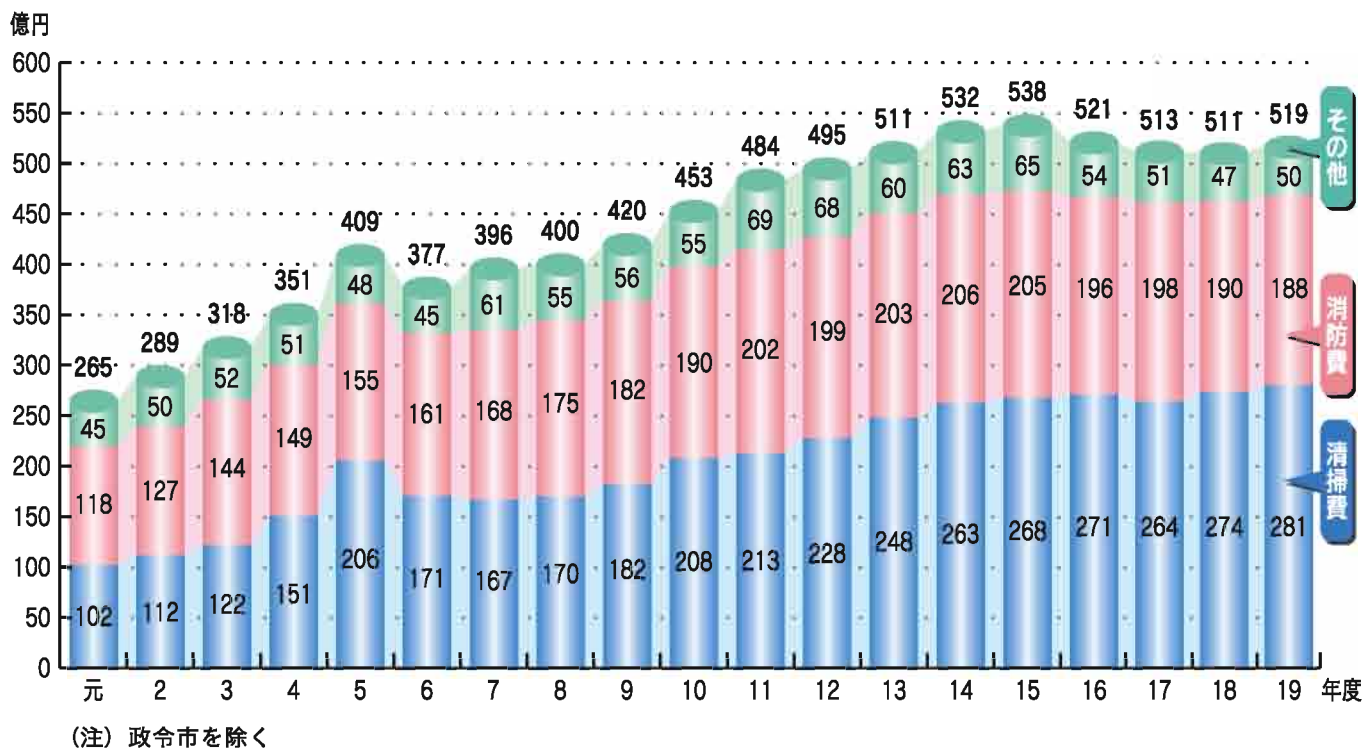
### ④ 公営企業に対する繰出金の推移

公営企業に対する一般会計からの繰出金は、平成元年度と比較して約2倍となっており、特に下水道事業に対する繰出金が著しく増えています。



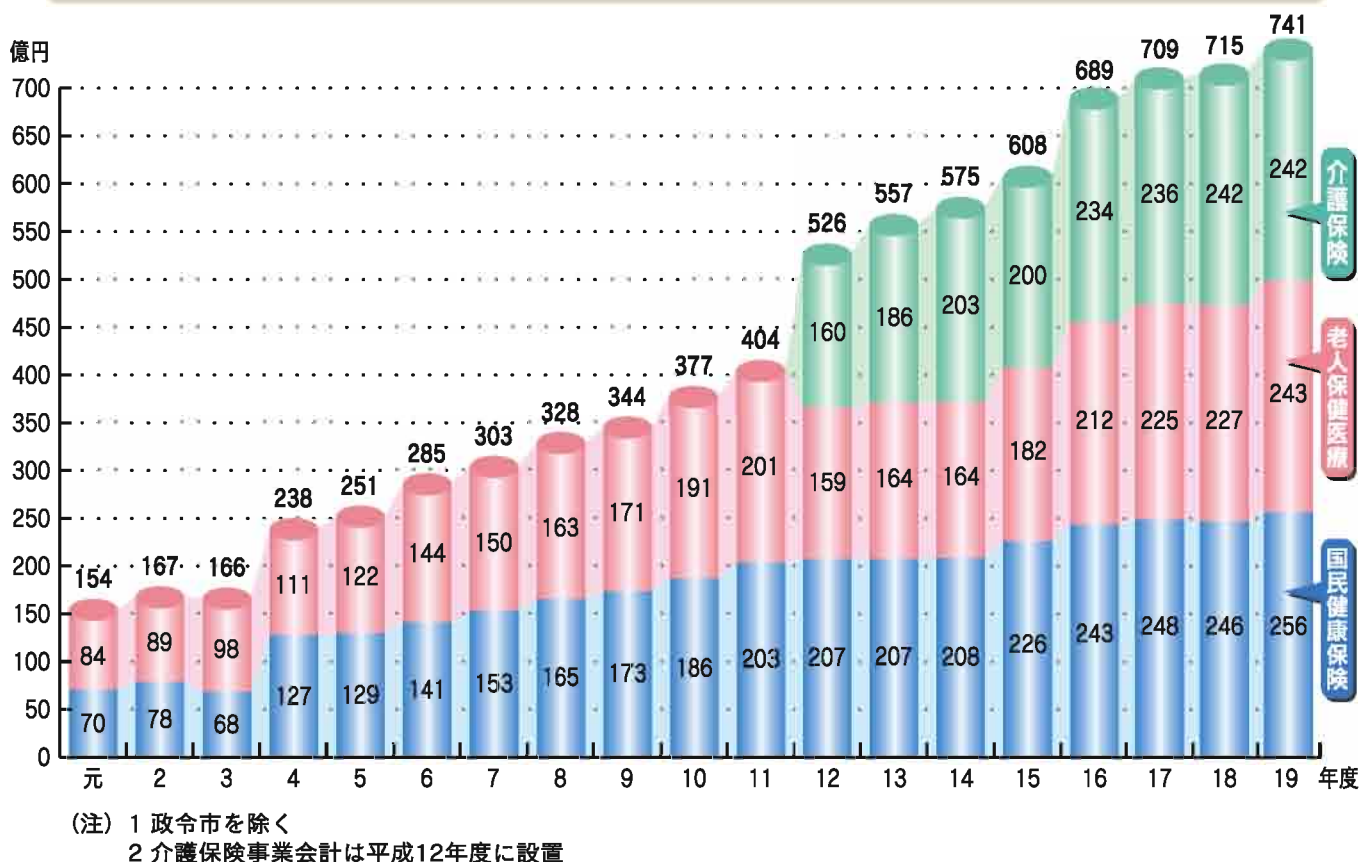
### ⑤ 一部事務組合に対する負担金等の推移

一部事務組合に対する負担金等は、清掃費及び消防費が大きく伸びたことによって、平成元年度の約2倍となっています。



### ⑥ 国民健康保険・老人保健医療・介護保険各事業会計への繰出金の推移

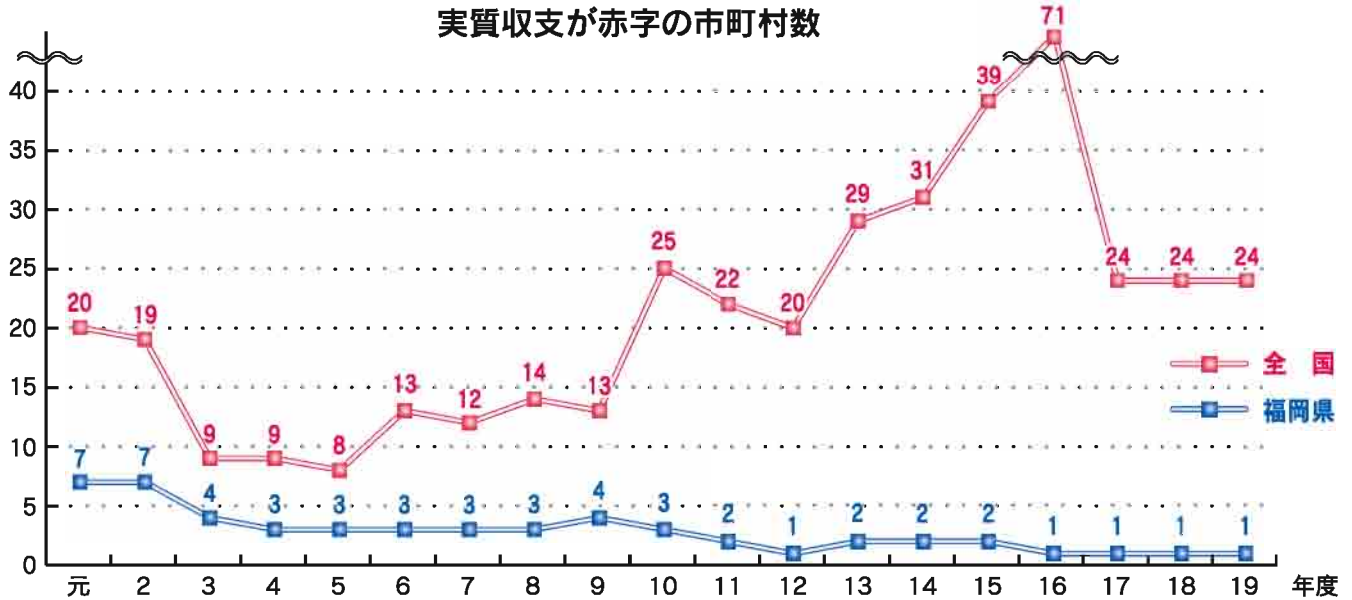
平成12年度から市町村を保険者とした介護保険制度が導入されたこと等により、3事業会計に対する繰出金は、年々増加しています。



## 4 硬直化が進む財政構造

### (1) 赤字市町村数の推移

県内市町村において、普通会計の実質収支が赤字となった団体は、昭和61年度の13団体をピークに減少しており、平成19年度は1団体となっています。



(注) 全国の実質収支が赤字の市町村数には、合併に伴う打ち切り決算により赤字となった市町村が含まれている。

### 準用財政再建団体数の推移

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
全国	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1
本県	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0

(注) 「準用財政再建団体」とは昭和30年度以降の赤字団体で法の規定を準用して財政再建を行う団体である。

### (2) 経常収支比率の推移及び状況

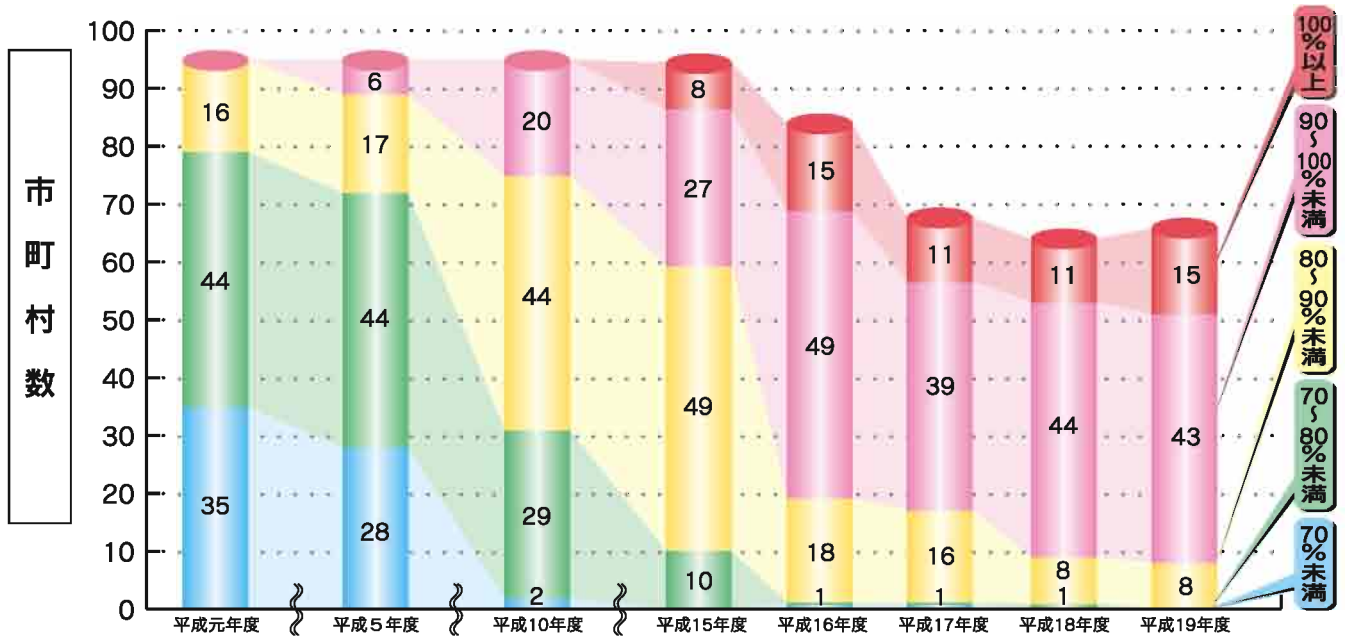
財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成4年度以降上昇傾向にあり、平成19年度の県内市町村の平均は95.5%と元年度に比べ20ポイント以上、上昇しています。

また、100%を超える団体は15団体もあり、多くの団体において財政構造が硬直化しています。



(注) 政令市を除く市町村単純平均

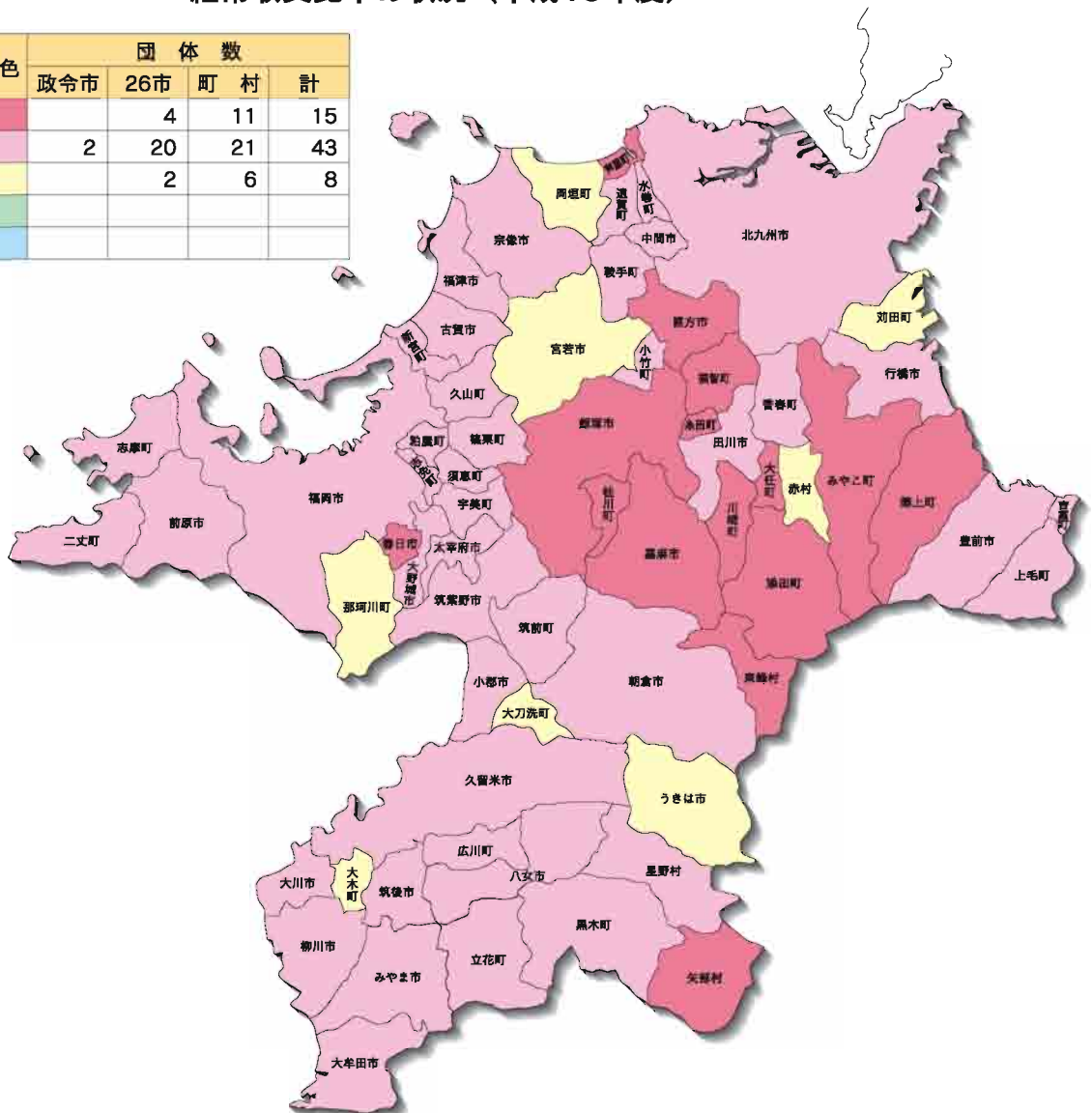
## 経常収支比率段階別県内市町村数の状況



(注) 政令市を除く

## 経常収支比率の状況 (平成19年度)

区分	団体系	団体数			計
		政令市	26市	町村	
100%以上	■		4	11	15
90~100%未満	■	2	20	21	43
80~90%未満	■		2	6	8
70~80%未満	■				
70%未満	■				

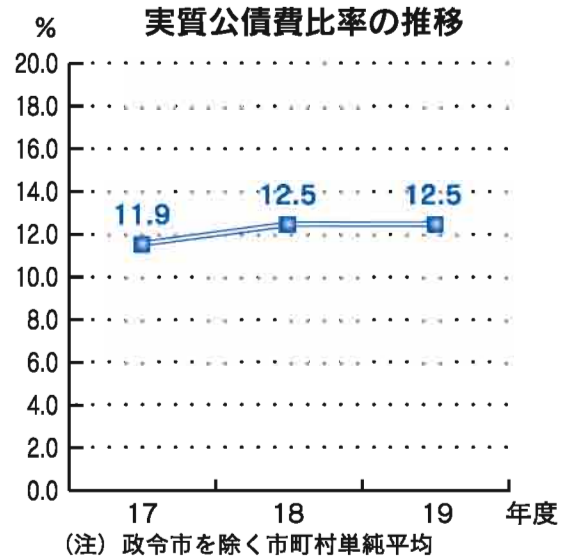




### (3) 健全化判断比率の状況（平成19年度）

#### 実質赤字比率

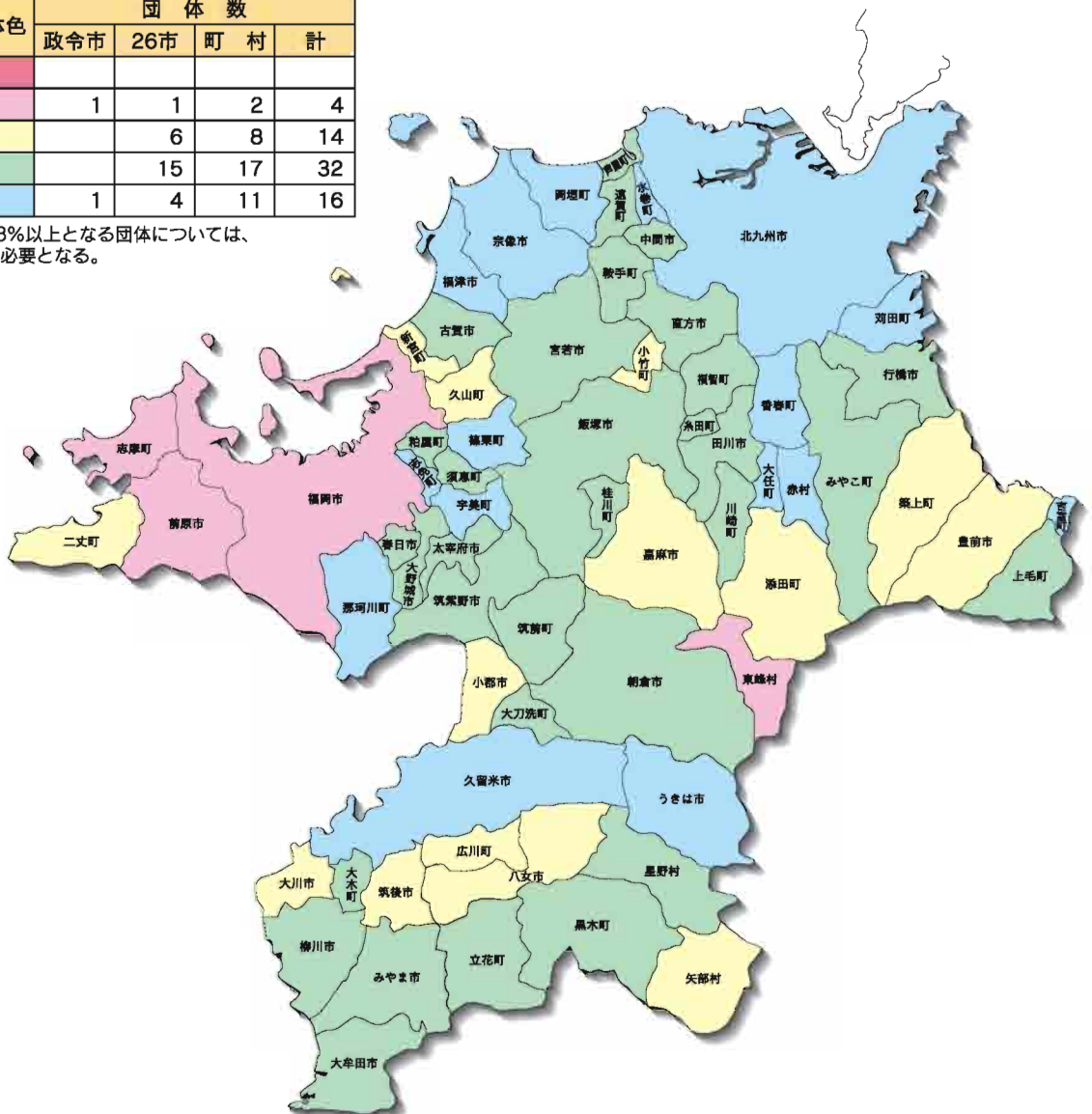
早期健全化基準・財政再生基準以上となる県内の市町村はありません。なお、実質赤字額が生じている団体が1団体あります。



#### 実質公債費比率の状況（平成19年度）

区分	団体系	団体数			
		政令市	26市	町 村	計
25%以上					
18~25%未満		1	1	2	4
15~18%未満			6	8	14
10~15%未満			15	17	32
10%未満		1	4	11	16

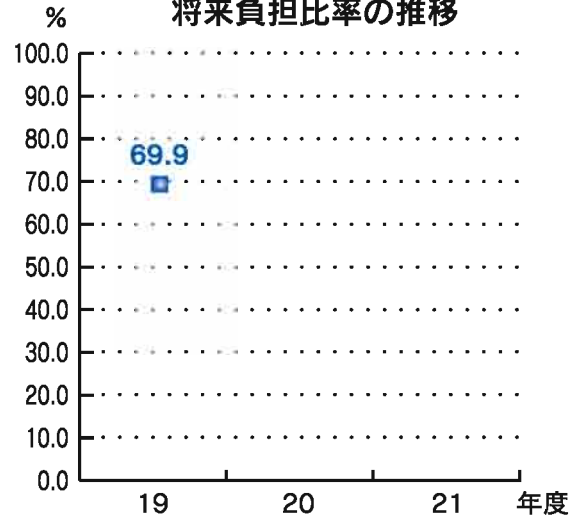
(注) 実質公債費比率が18%以上となる団体については、起債に当たり許可が必要となる。



## 連結実質赤字比率

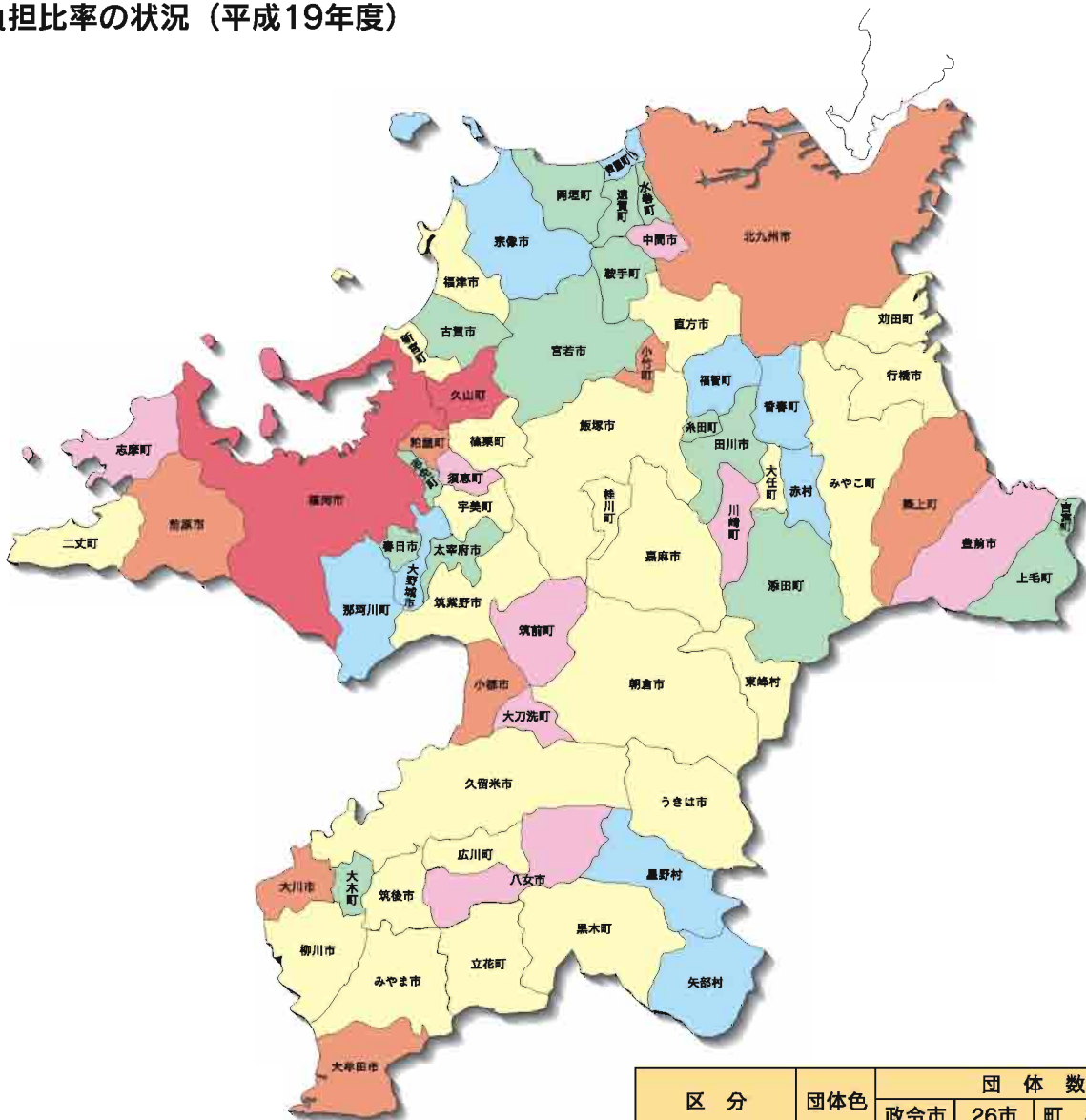
早期健全化基準・財政再生基準以上となる県内の市町村はありません。なお、連結実質赤字額が生じている団体が1団体あります。

## 将来負担比率の推移



(注) 政令市を除く市町村単純平均

## 将来負担比率の状況 (平成19年度)

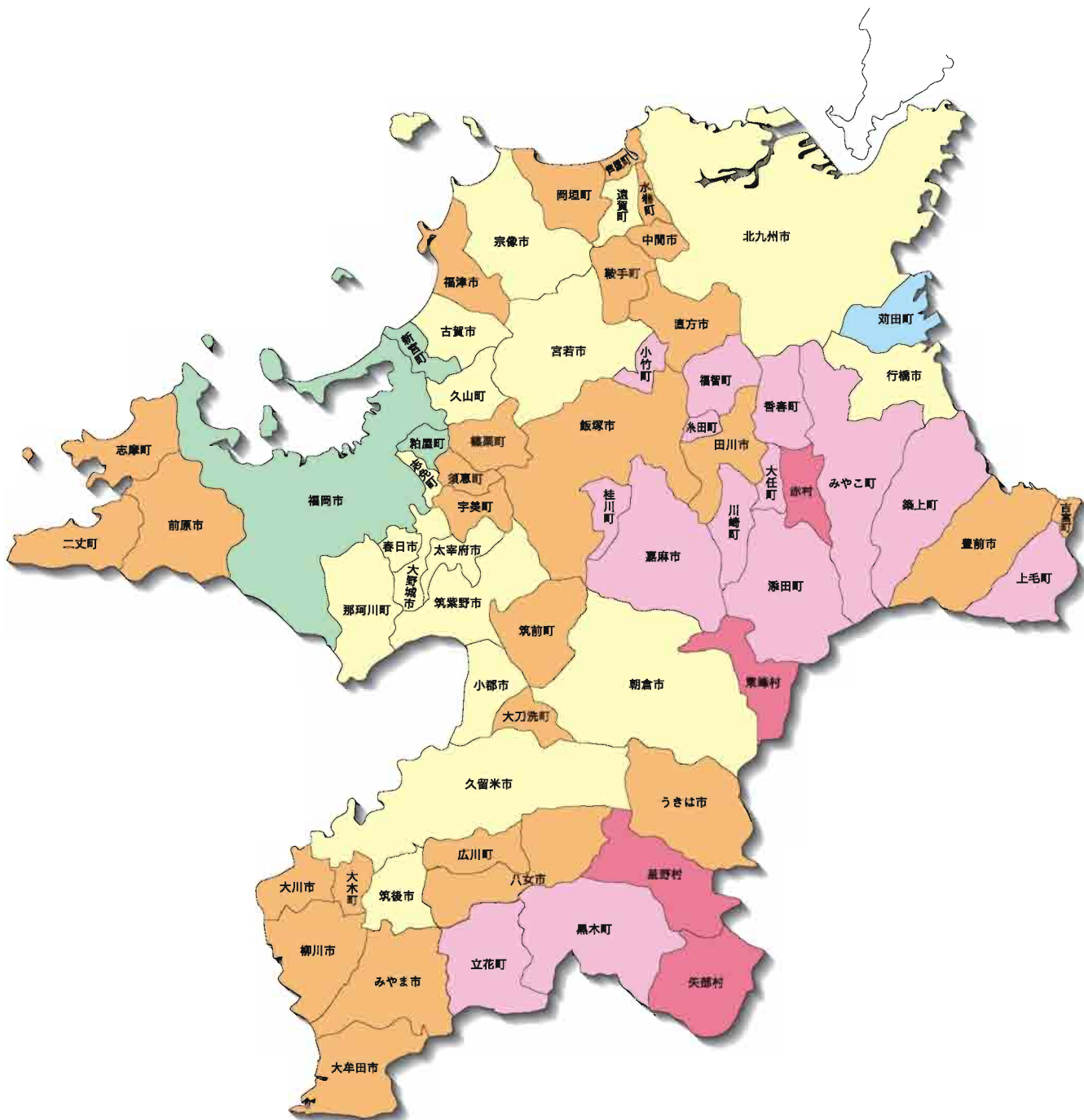


区分	団体系	団体数			
		政令市	26市	町 村	計
200%以上	■	1		1	2
150~200%未満	■	1	4	3	8
100~150%未満	■		3	5	8
50~100%未満	■		12	12	24
0.1~50%未満	■		5	10	15
-	■		2	7	9

(注) 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が多額なこと等によって、将来負担比率が算定されない場合は「-」に区分している。

#### (4) 財政力指数の状況（平成19年度）

区 分	団 体 色	団 体 数			
		政令市	26市	町 村	計
1.0以上				1	1
0.8～1.0未満		1		2	3
0.6～0.8未満		1	12	4	17
0.4～0.6未満			13	14	27
0.2～0.4未満		1		13	14
0.2未満				4	4



県内市町村財政の現状

#### 財 政 力 指 数

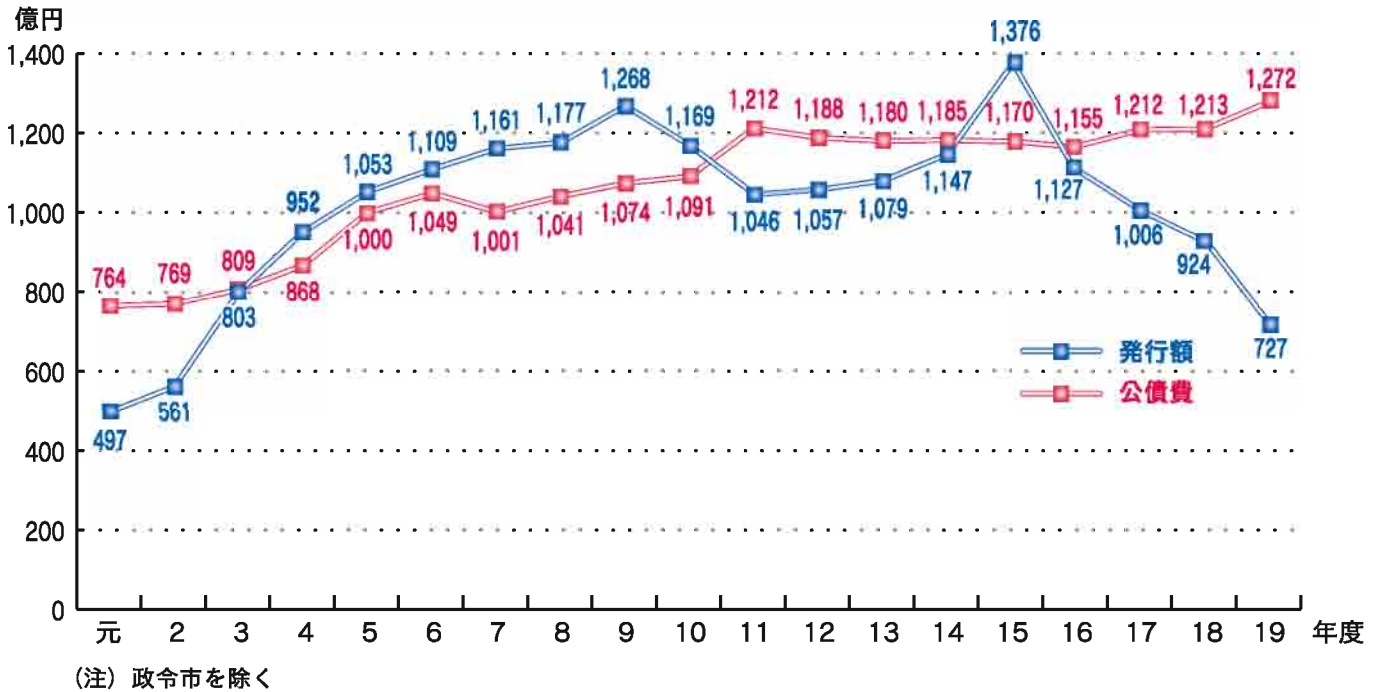
地方公共団体の財政力を示す指標で、標準的な行政活動を行うために必要な一般財源に対する標準的に収入し得ると考えられる税収の割合です。  
この指標が「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるとされます。

## 5 増嵩する財政負担

### (1) 地方債発行額と公債費の推移

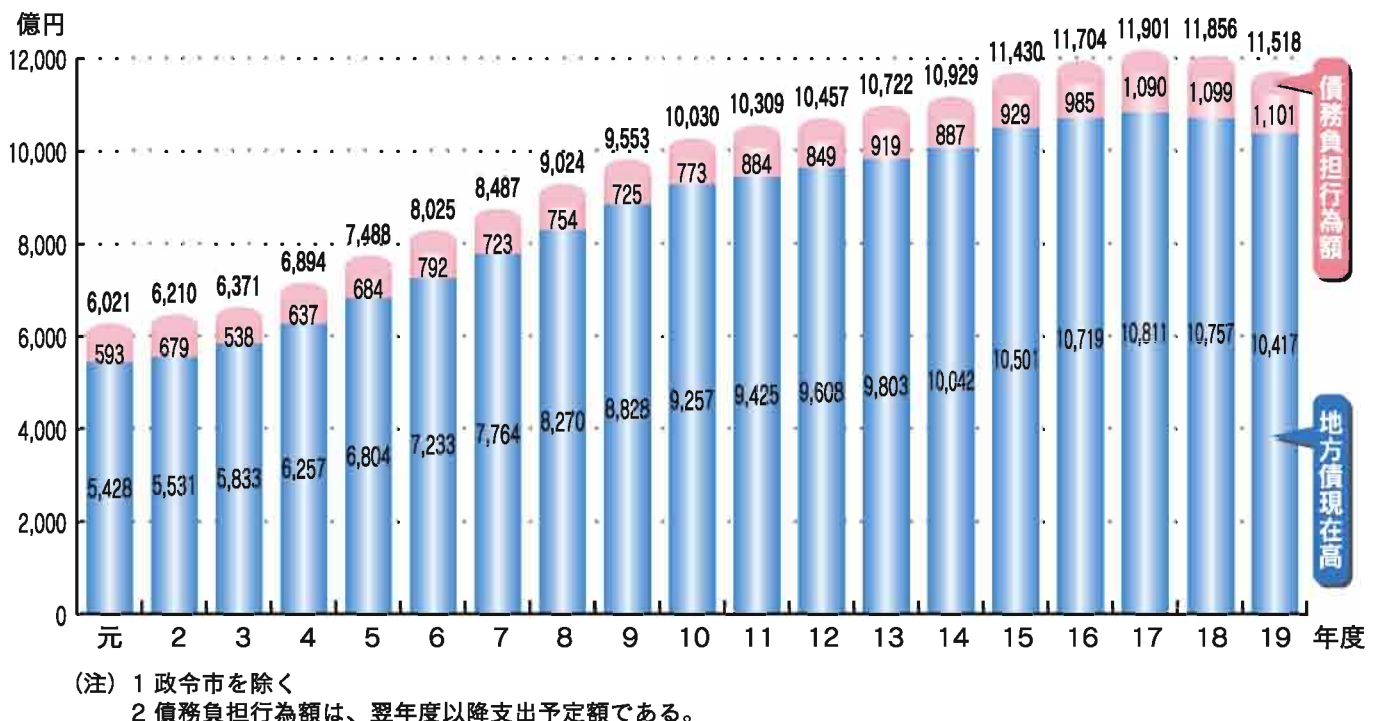
地方債発行額は、平成15年度以降は、毎年減少していますが、平成元年度と比較して、約1.5倍になっています。

また、公債費（元利償還金）は、平成元年度と比較して約1.7倍になっており、近年は、1,000億円を超える水準で推移しています。



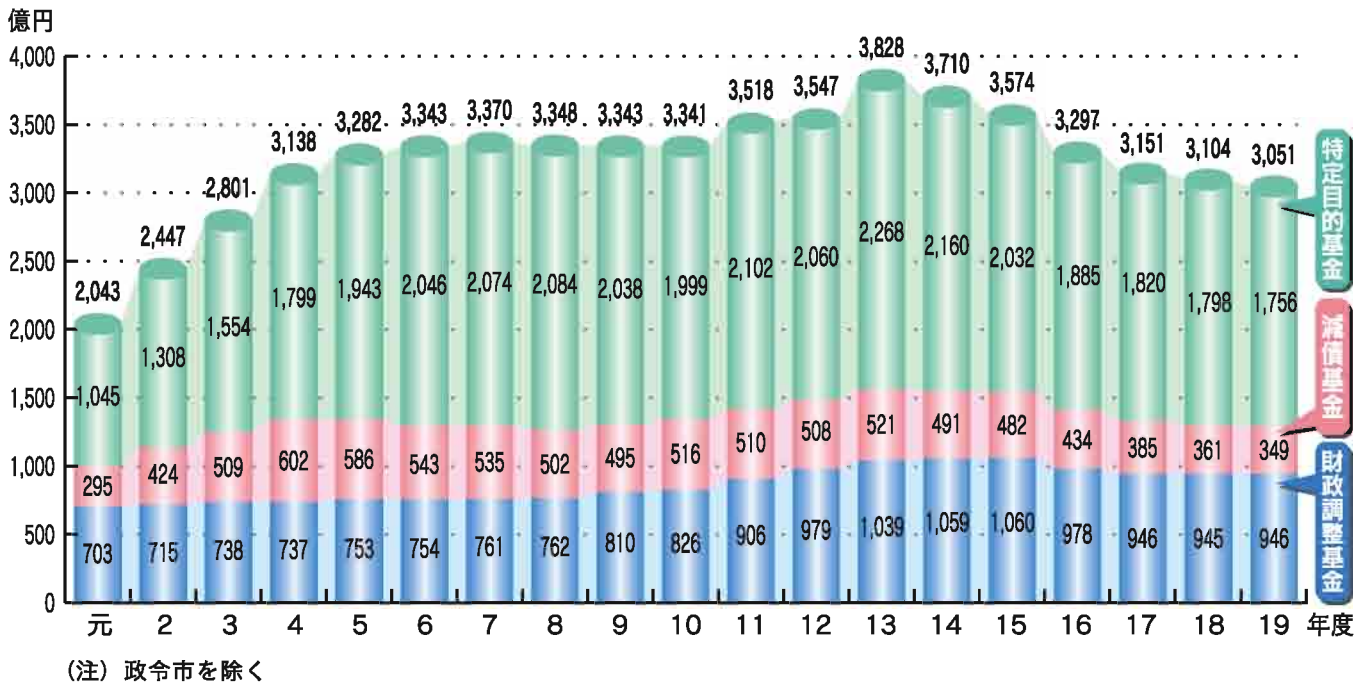
### (2) 地方債現在高と債務負担行為額の推移

平成19年度末の地方債現在高と債務負担行為額を合わせると1兆1,518億円にものぼり、平成元年度の約2倍にも膨らんでいます。



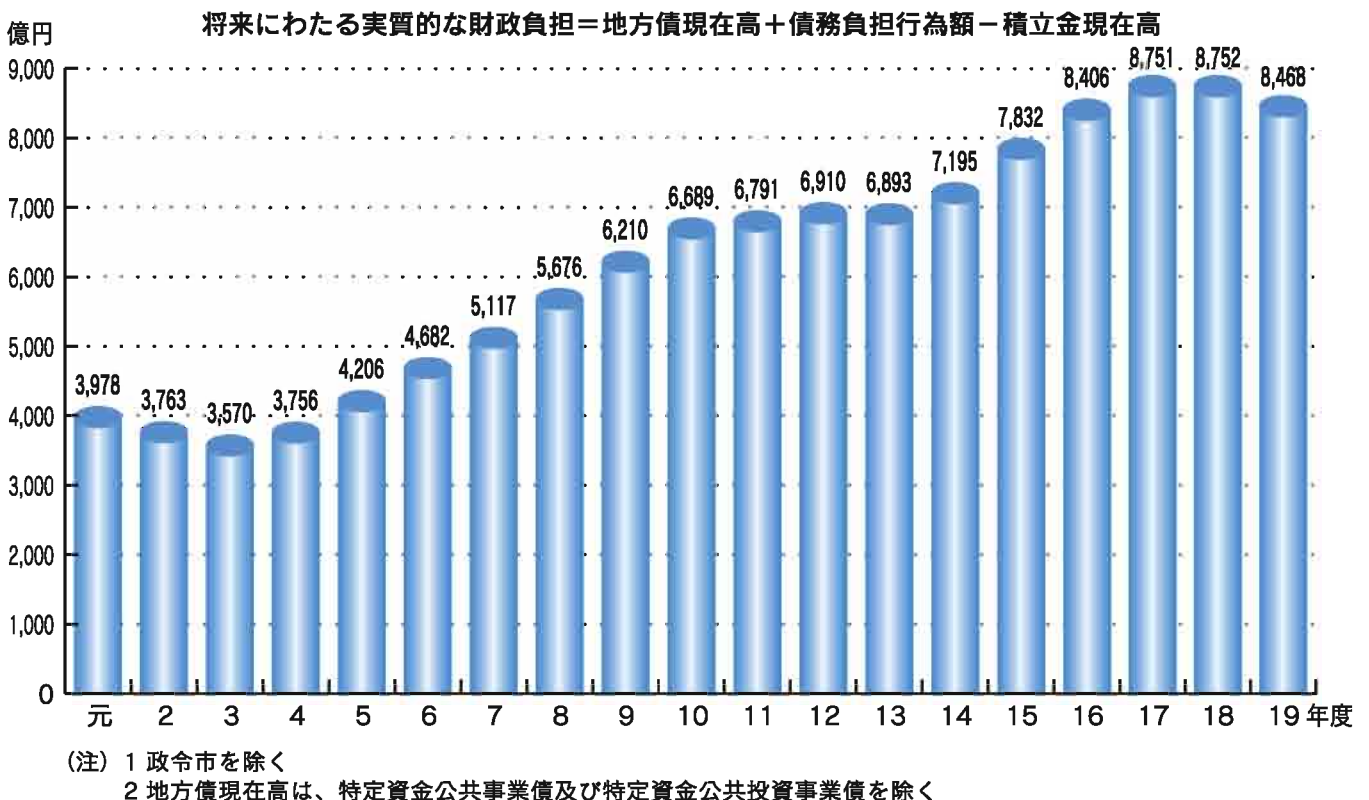
### (3) 積立金現在高の推移

積立金現在高は、平成5年度までは、公債費に充てる減債基金や特定目的のための基金を中心に大幅に増加してきましたが、近年では減少傾向にあります。



### (4) 将来にわたる実質的な財政負担の推移

地方債現在高と債務負担行為額との合計額から積立金現在高を差し引いた将来にわたる実質的な財政負担は、地方債現在高の増加に伴い、平成19年度末では、8,468億円にもなっています。今後、歳入の伸びが期待できない状況にあつて、この財政負担は市町村に重くのしかかってくることになります。

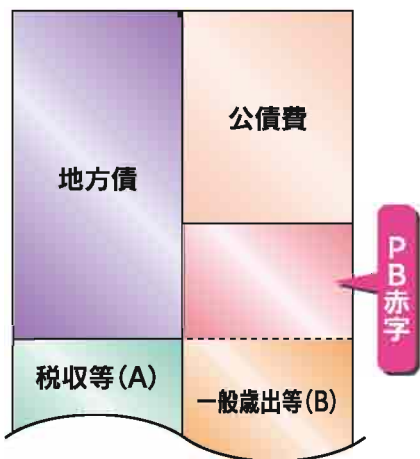


## (5) プライマリーバランス

プライマリーバランス（PB）とは、公債費以外の歳出が、地方債以外の歳入で賄われているかどうかを見るものです。プライマリーバランスが赤字の場合、現役世代が自らの負担を超えた行政サービスを受取り、将来の世代に負担を転嫁しているといわれています。本県の場合、平成元年度以降、市町村全体で赤字になったことはありません。

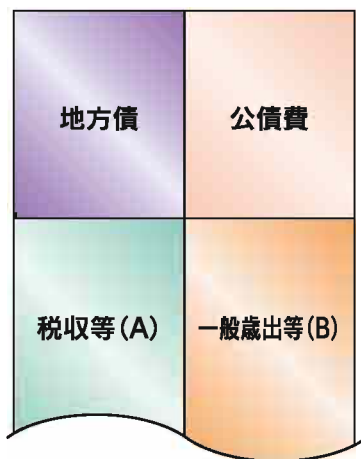
### PB赤字

歳入 歳出



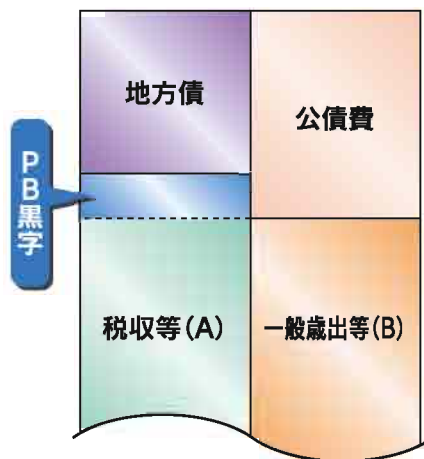
### PB均衡

歳入 歳出

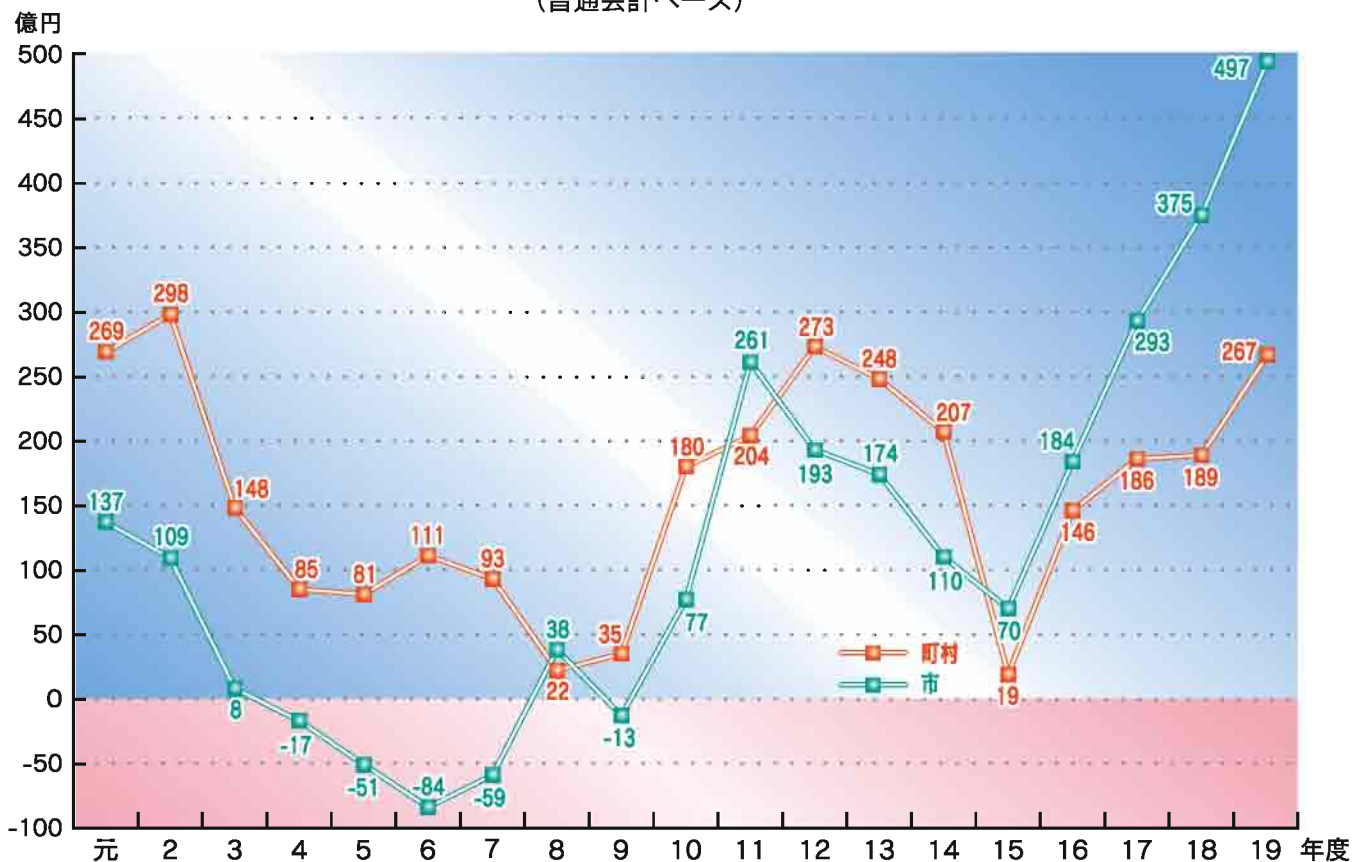


### PB黒字

歳入 歳出



## プライマリーバランスの推移 (普通会計ベース)



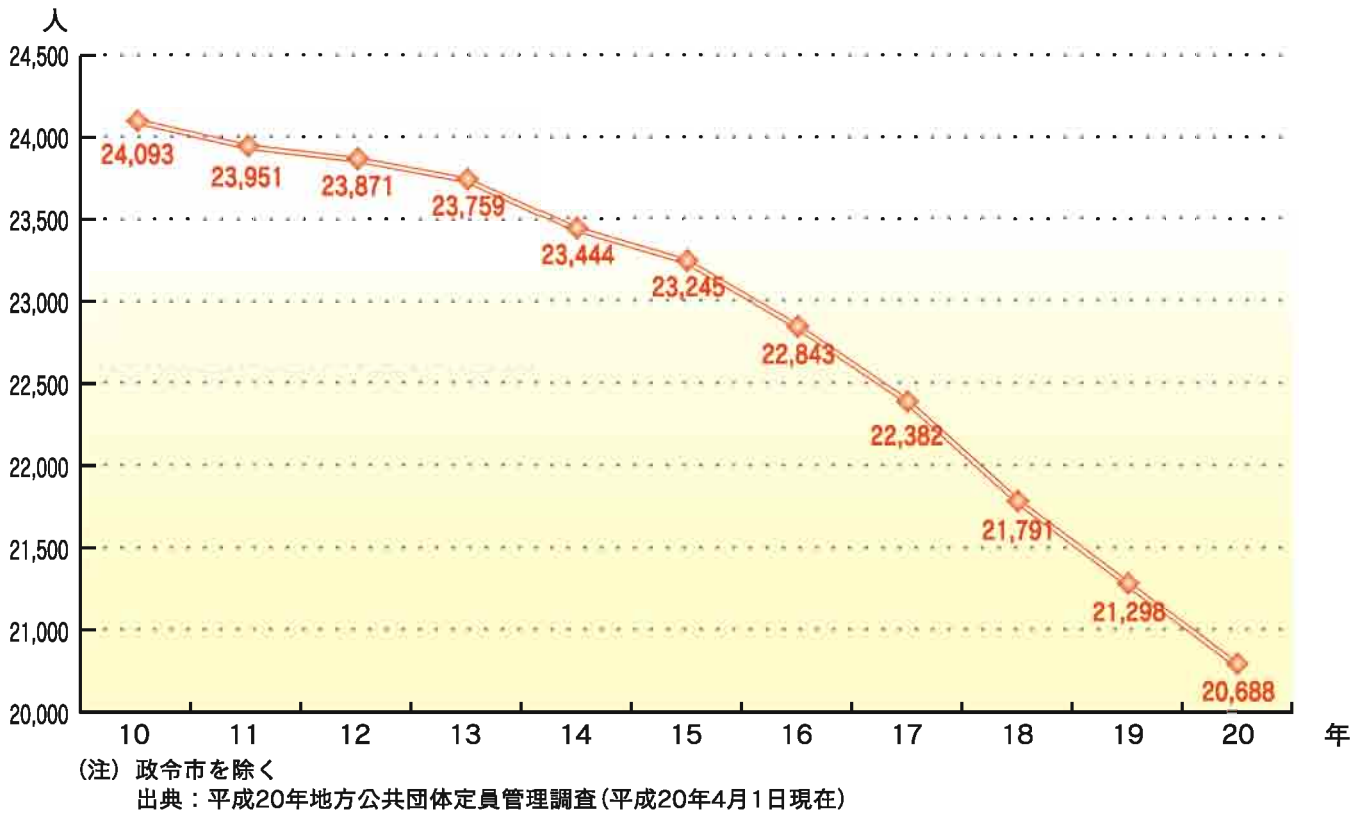
(注) 1 政令市を除く  
2 臨時財政対策債を含む

## 6 職員数の状況

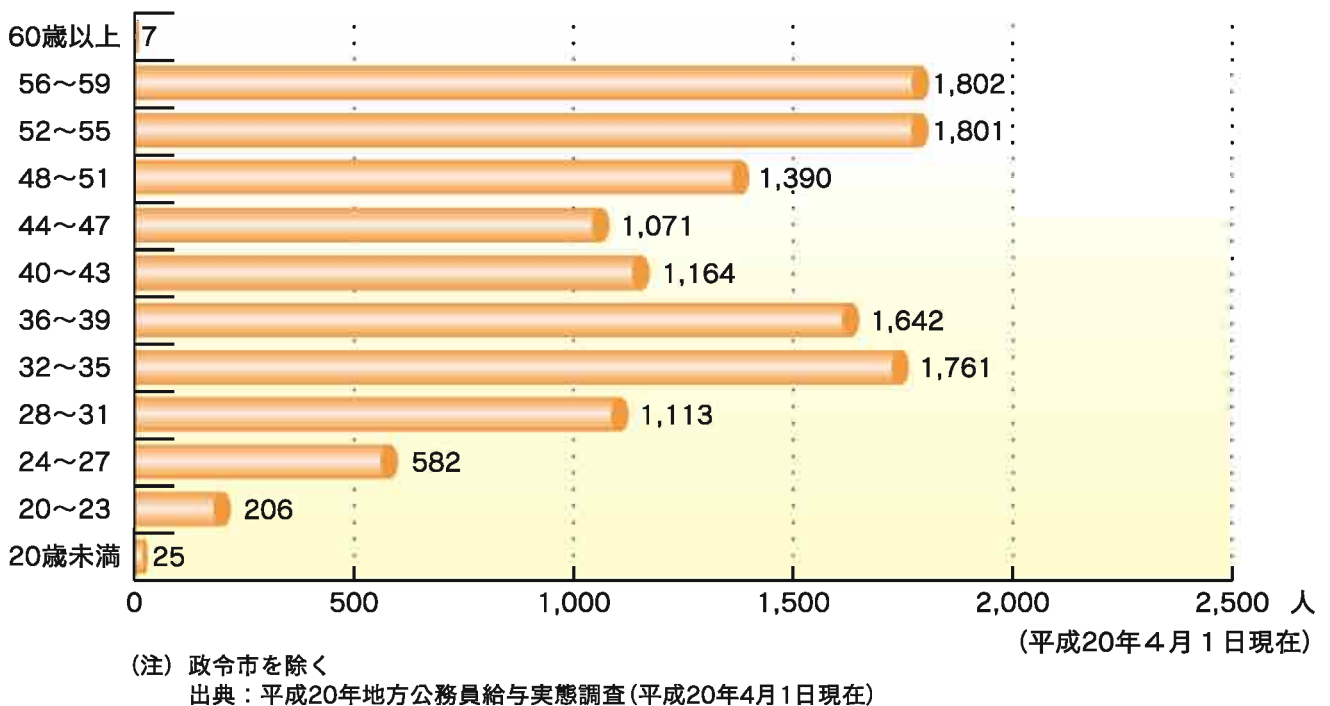
### (1) 職員数の推移

市町村職員数は、ここ数年減少傾向にあり、平成20年4月1日現在で、約2万1千人ほどになっています。

市町村職員数の推移



一般行政職年齢別職員構成



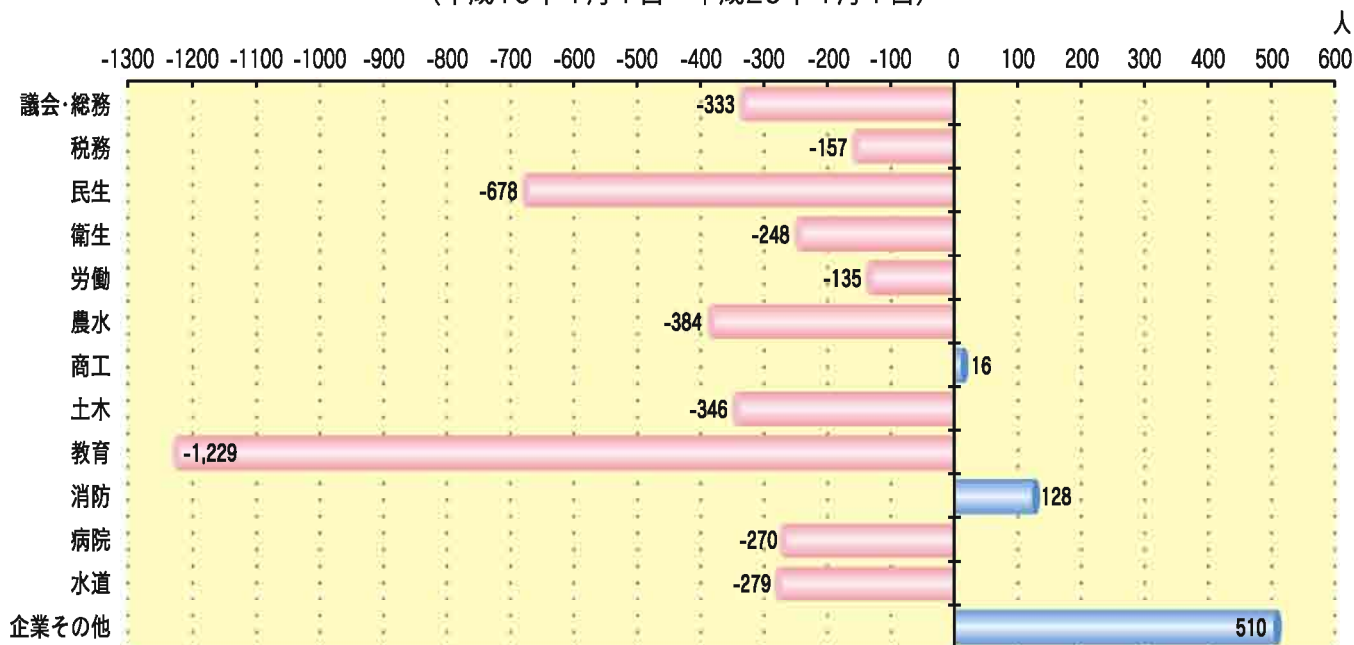
## (2) 部門別職員数の状況

市町村職員数を部門別に平成10年とその増減を比較すると、民生、教育などで職員数が大幅に減少しており、全体としても14.1%の減となっています。

また、平成20年の部門別職員数の状況は、総務、民生、土木等の一般行政職員が全体の約64%、教育、消防で全体の約18%を占め、残りの約18%が公営企業の職員となっています。

### 部門別市町村職員の増減状況

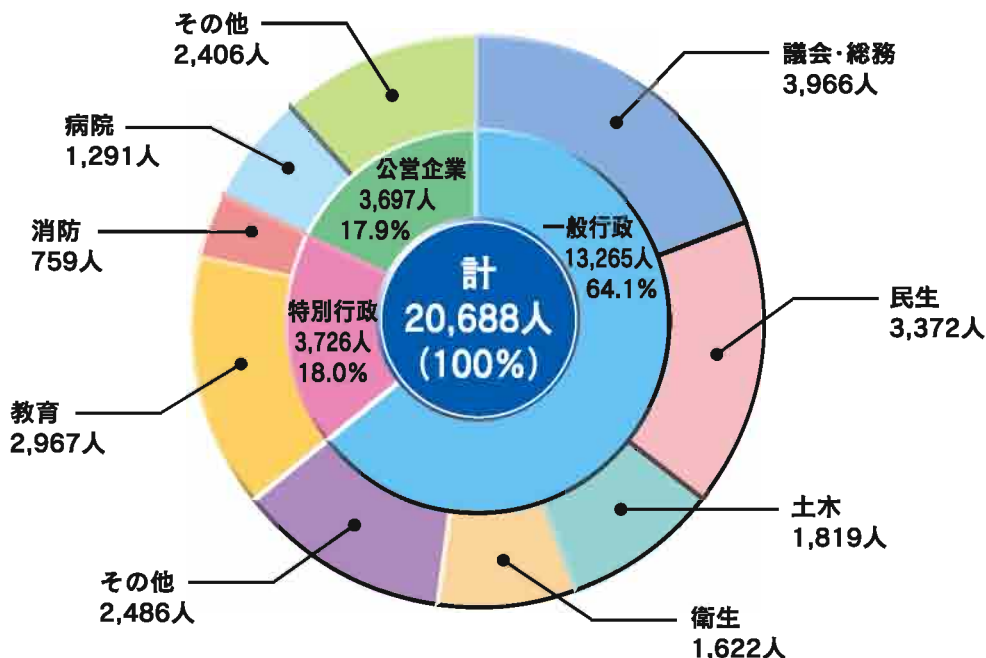
(平成10年4月1日～平成20年4月1日)



- (注) 1 政令市を除く  
 2 介護サービスに従事する職員については、平成13年4月1日調査以降、「民生」が「企業その他」に区分変更されている。  
 3 出典：平成20年地方公共団体定員管理調査(平成20年4月1日現在)

### 部門別市町村職員数

(平成20年4月1日現在)



- (注) 政令市を除く  
 出典：平成20年地方公共団体定員管理調査(平成20年4月1日現在)



## 7 地方公営企業

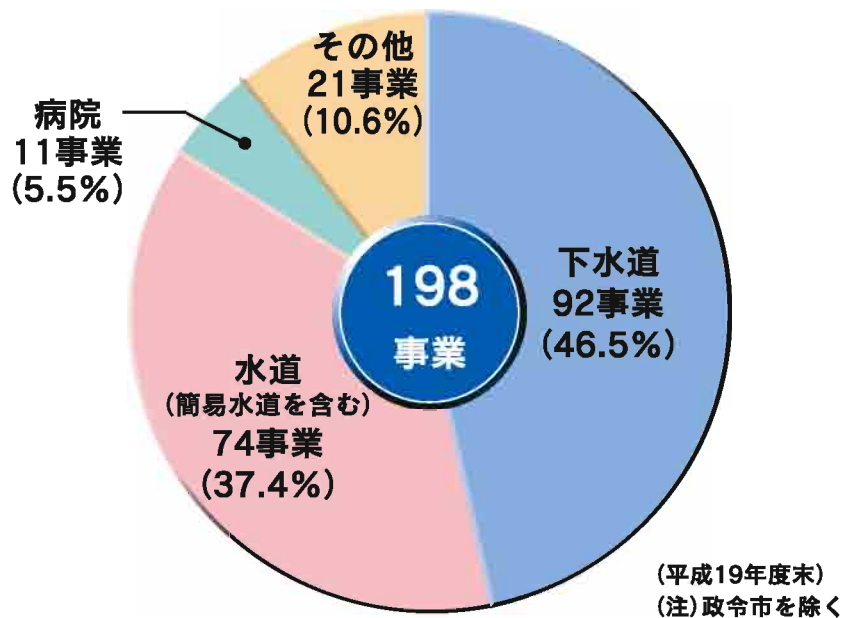
### (1) 地方公営企業の役割

地方公営企業は、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業であり、上下水道事業、病院事業、交通事業などがその代表的なものです。

これらの企業は、住民の生活水準の向上を図る上で大きな役割を果たしており、特に上下水道事業については、そのほとんどが地方公営企業として行われています。

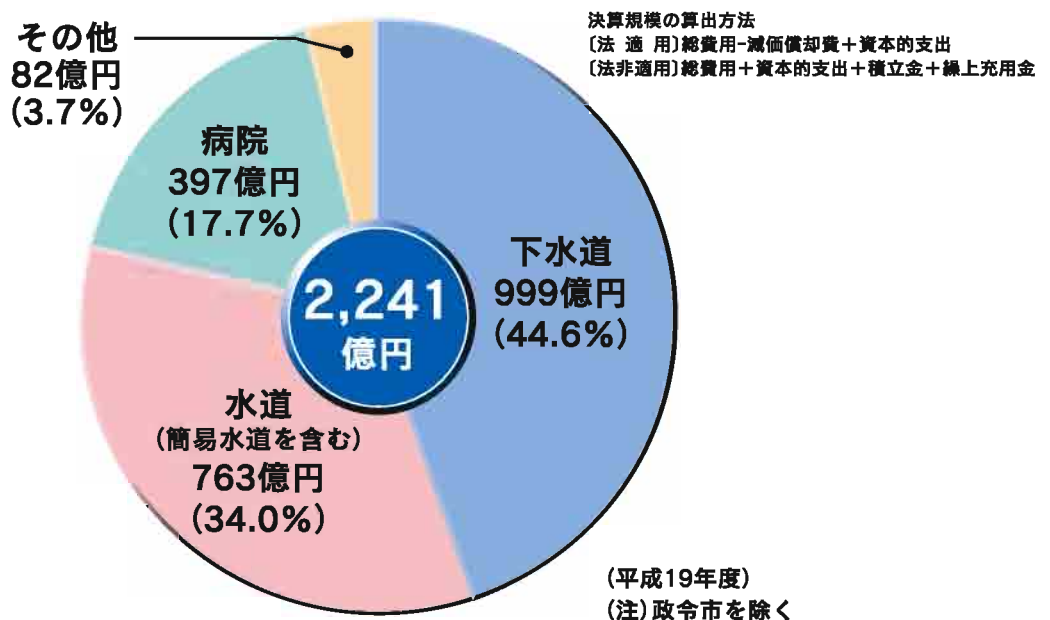
### (2) 事業数

事業数は、198事業であり、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業の順になっています。



### (3) 決算規模

決算規模は、2,240億59百万円で、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業の順になっています。



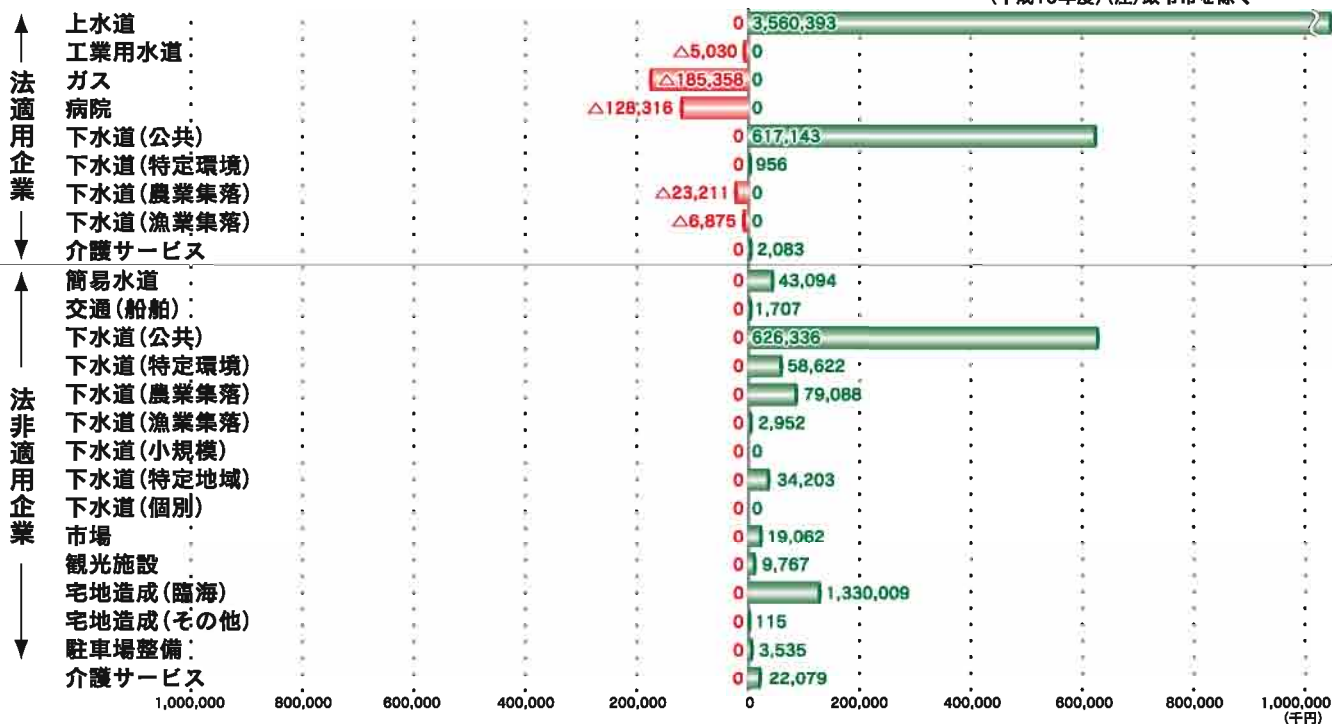
#### (4) 経営状況

平成19年度における収支の状況を事業別に見ると、法適用企業は上水道、下水道（うち公共、特定環境）、介護サービス事業が黒字、法非適用企業は全事業が赤字となっています。

しかしながら、基準外繰入金を差し引いた実質的な収支の状況は、多くの事業で赤字となってしまいます。地方公営企業の経営は、財やサービスの対価としての料金収入により運営する独立採算が原則であり、一般会計からの基準外繰入金に頼らず経営を維持していく努力が必要です。

#### 収支の状況 赤字 黒字

(平成19年度) (注) 政令市を除く



#### 基準外繰入金を除いた場合の収支の状況 赤字 黒字



(注) 収支額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支による。

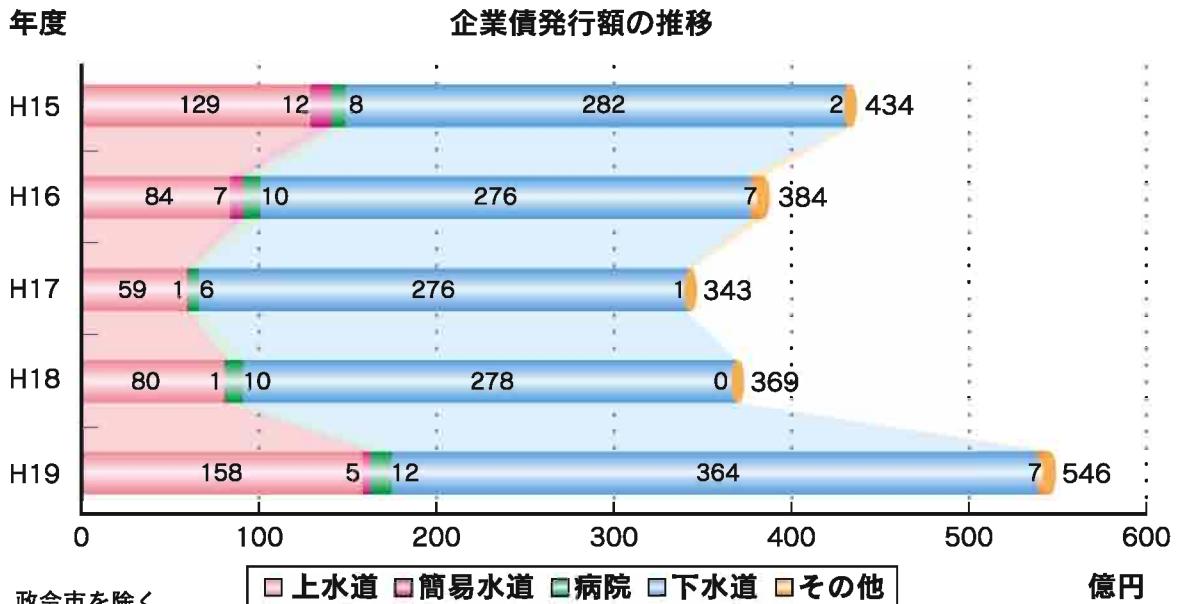
※地方公営企業法の適用を受ける事業を「法適用企業」、適用を受けない事業を「法非適用企業」という。

## (5) 企業債の状況

### ① 企業債発行額

平成19年度における企業債発行額は546億円であり、2年連続の増加となっています。

前年度に比べ約178億円の増加となっていますが、これは上水道、簡易水道、病院、下水道において実施されている公的資金補償金免除繰上償還の財源として、民間等資金による借換債が約153億円発行されたことが主な要因です。



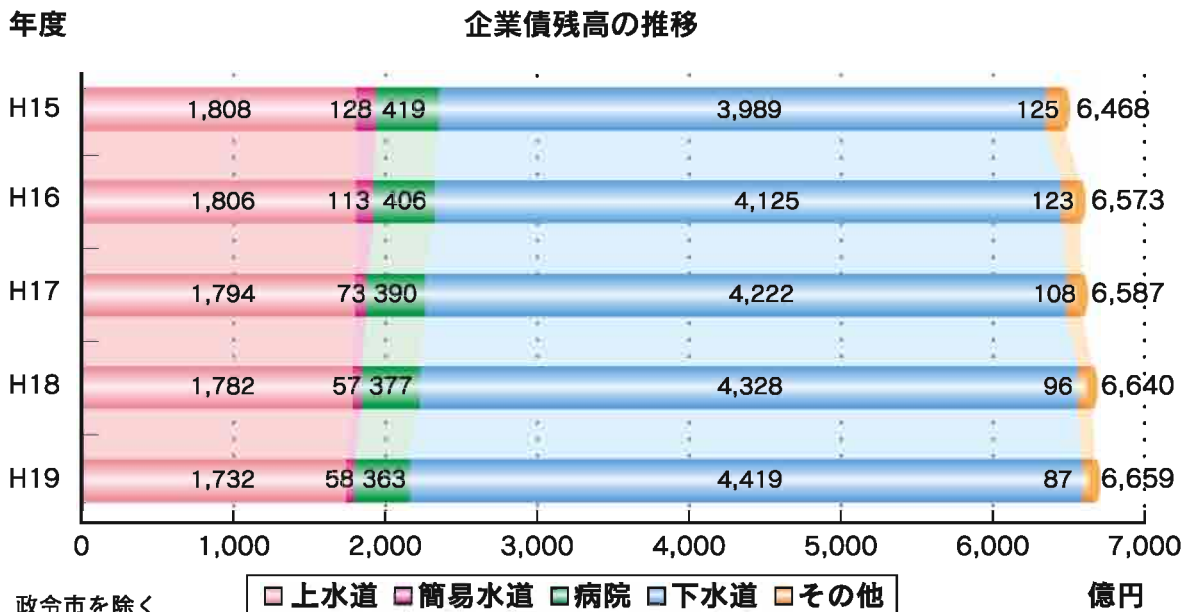
※「公的資金補償金免除繰上償還」

旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金(以下「公的資金」という。)の地方債を繰上償還する際、通常は補償金を支払う必要があるが、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革、経営改革を行う地方団体を対象に、平成19年度から3年間で5兆円規模の公的資金の補償金を免除した繰上償還を認め、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置。

### ② 企業債残高

平成19年度末の企業債残高は約6,659億円で、主に下水道事業債の増加が要因で年々増加しており、この10年間で約1.5倍になっています。

(参考) 平成9年度末の企業債残高 約4,565億円

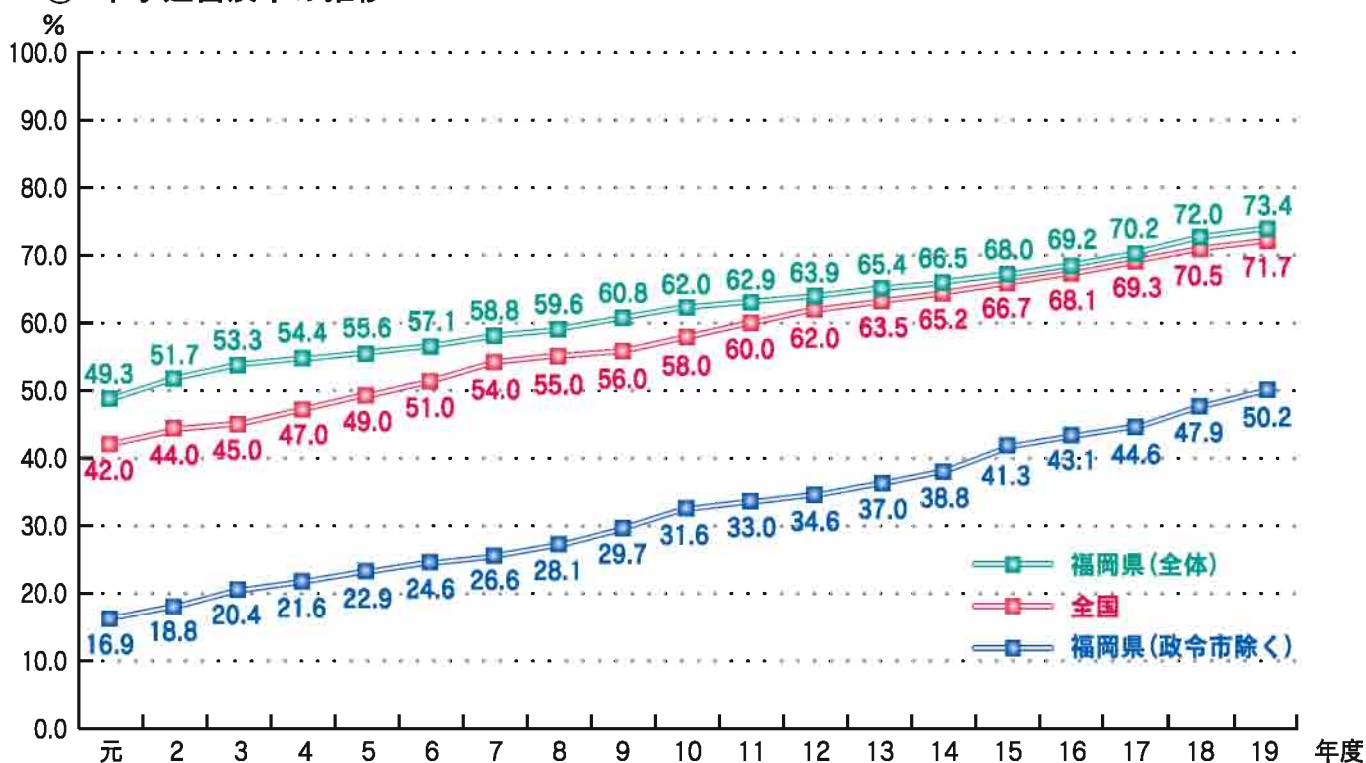


## 8 今後の課題

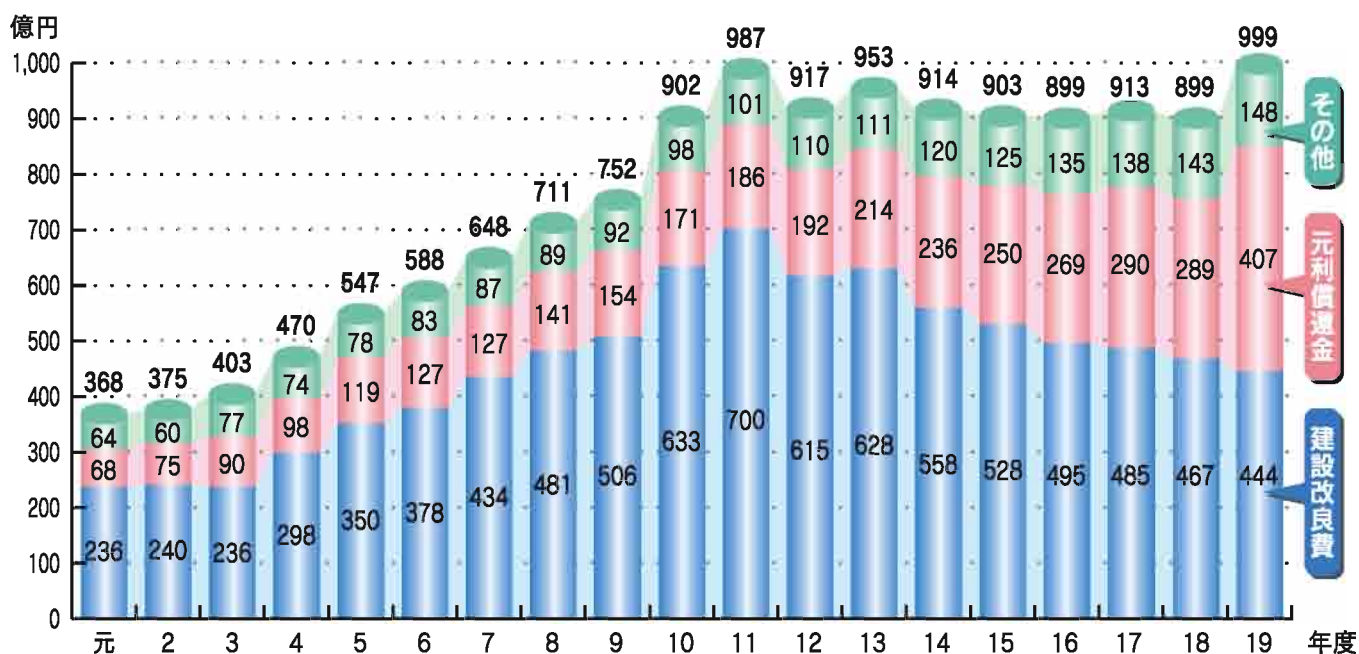
### (1) 下水道整備推進に伴う財政負担の増

下水道普及率は年々伸びており、福岡県全体では全国水準をやや上回っていますが、政令市を除くと大きく下回っています。また、決算規模は、平成11年度をピークに減少傾向でしたが、平成19年度は公的資金補償金免除繰上償還によって元利償還金が大幅に増加したため過去最大となりました。

#### ① 下水道普及率の推移



#### ② 下水道事業決算規模の推移

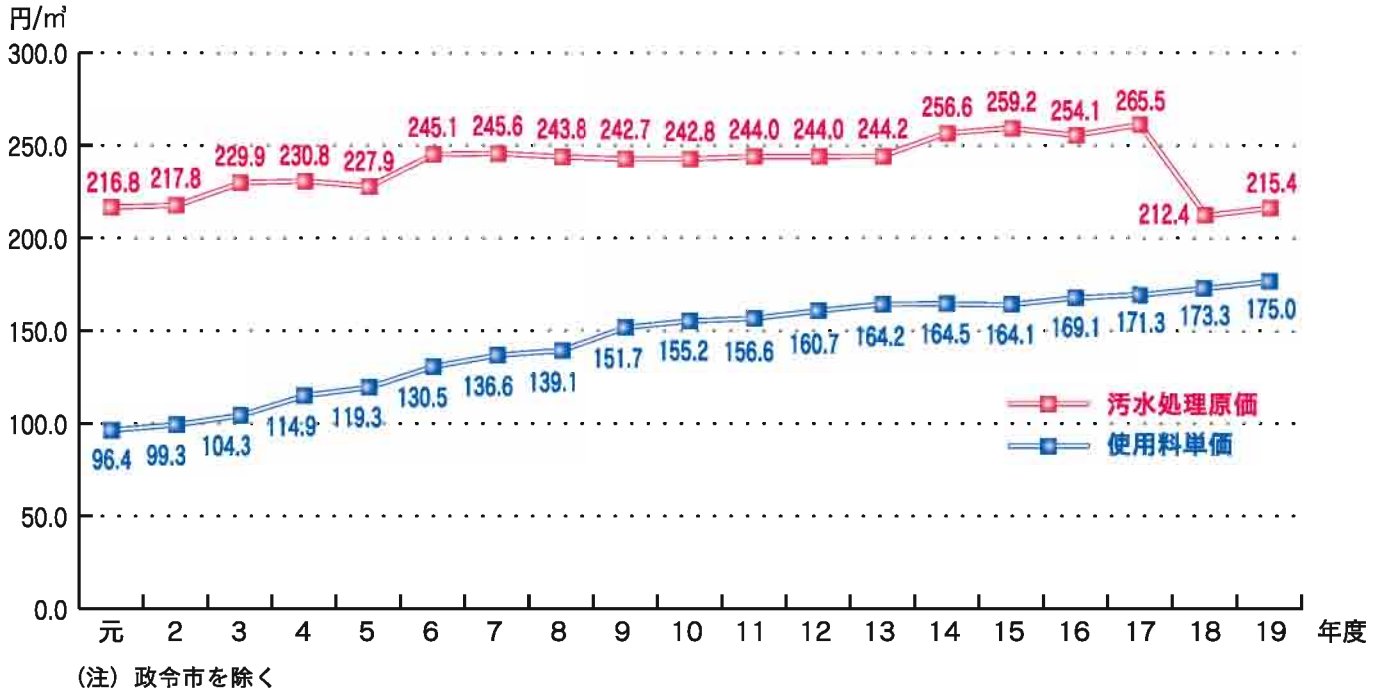


(注) 政令市を除く

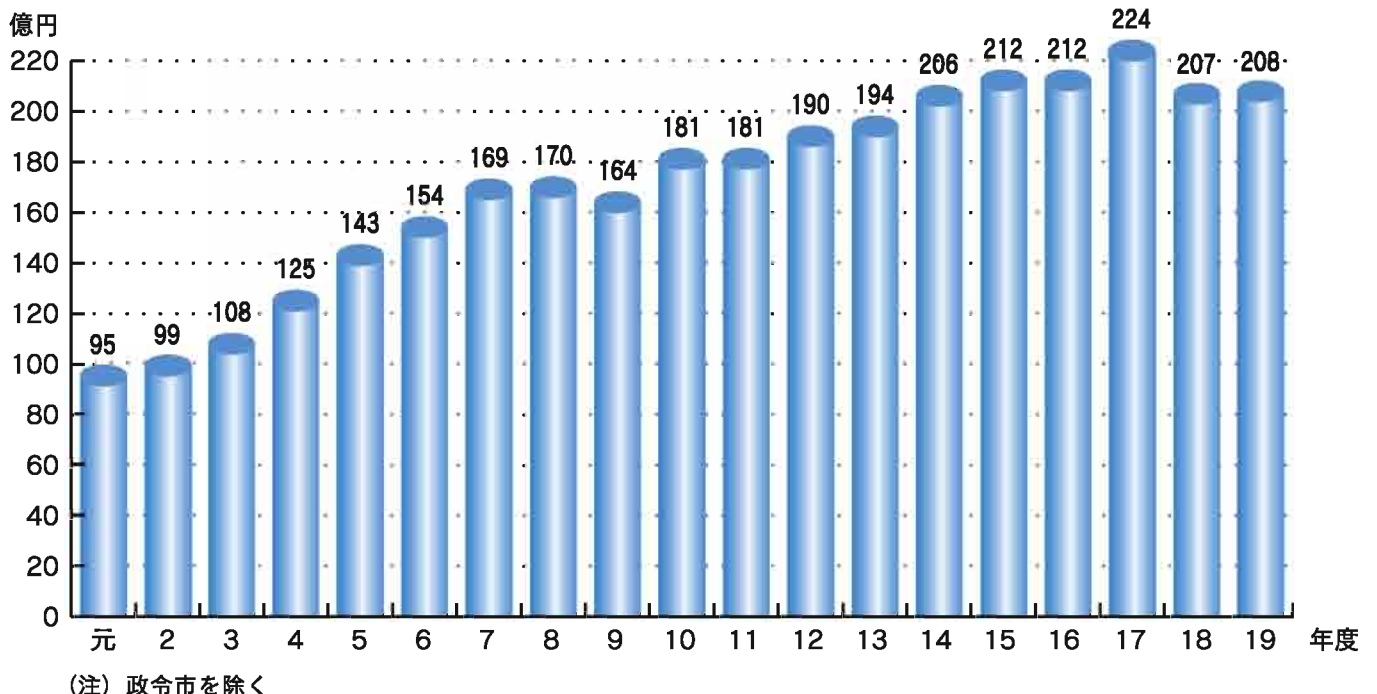
平成18年度において、汚水処理費に対するの公費負担の算定方法が見直されたため、汚水処理原価が下がっています。

また、平成19年度の一般会計からの下水道事業に対する繰出金は208億円となっており、他の事業と比較して最も多く繰出されています。

### ③ 公共下水道事業における汚水処理原価と使用料単価の推移



### ④ 下水道事業に対する繰出金の推移



## (2) 地方行革新指針による行政改革の推進

平成18年8月31日に、総務省において策定された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（地方行革新指針）において、地方分権を一層推進していくためにも、より一層積極的な行政改革の推進が求められています。

### 地方行革新指針の概要

#### 総人件費改革

- 国家公務員の定員純減（▲5.7%）等を踏まえ、一層の定員純減
- 給与改革の推進（地域民間給与の反映、一層の給与適正化）
- 第三セクター等の人件費抑制に向けた取組等

#### 公共サービス改革

- 事業仕分けを踏まえた検討を実施し、公共サービスの必要性、実施主体を総点検
- 市場化テストの実施に当たり、公共サービスの維持向上に関する成果指標や経費削減などに関する数値目標を設定

#### 地方公会計改革

（地方の資産・債務管理改革）

- 貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を推進
- 未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定

#### 自治体間の比較・評価を容易に行える 情報開示のルール作成・住民監視の強化

- 給与情報等公表システムの充実
- 団体間で比較可能な財政情報の開示を一層推進
- 市場化テストの実施過程・実施実績の公表
- 監査委員への外部の人材の積極的登用・外部監査の活用

### (3) 地方公会計改革（地方の資産・債務管理改革）

「地方行革新指針」等に基づき、発生主義を活用するとともに複式簿記の考え方の導入を図ることによって、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースを含めた貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を整備することが推進されています。

原則として、都道府県及び人口3万人以上の都市は3年後（平成21年度）までに、町村及び人口3万人未満の都市は5年後（平成23年度）までに、4表を整備し、併せて4表作成に必要な情報を開示することが求められています。

また、「新地方公会計制度研究会報告書」及び「新地方公会計制度実務研究会報告書」により、資産・債務の適切な管理等の観点から資産評価を行うとともに、世代間負担の衡平等を図る観点から、地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル、総務省方式改訂モデルが提案されています。

	基準モデル	総務省方式改訂モデル
固定資産の算定方法 （初年度期首残高）	○現存する固定資産をすべてリストアップし、公正価値により評価	○売却可能資産：時価評価
固定資産の算定方法 （継続作成時）	○発生主義的な財務会計データから固定資産情報を作成 ○その他、公正価値により評価	○売却可能資産以外： 過去の建設事業費の積上げにより算定 ⇒段階的に固定資産情報を整備
固定資産の範囲	○すべての固定資産を網羅	○当初は建設事業費の範囲 ⇒段階的に拡張し、立木、物品、地上権、ソフトウェアなどを含めることを想定
台帳整備	○開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	○段階的設備を想定 ⇒売却可能資産、土地を優先
作成時の負荷	○当初は、固定資産の台帳整備及び仕訳パターンの整備等に伴う負荷あり ○継続作成時には、負荷は減少	○当初は、売却可能資産の洗い出しと評価、回収不能見込額の算定など、現行総務省方式作成団体であれば負荷は比較的軽微 ○継続作成時には、段階的整備に伴う負荷あり
財務書類の検証可能性	○開始時未分析残高を除き、財務書類の数値から元帳、伝票に遡って検証可能	○台帳の段階的整備等により、検証可能性を高めることは可能
財務書類の作成・開示時期	○出納整理期間後、早期の作成・開示が可能	○出納整理期間後、決算統計と並行して作成・開示

# ○「総務省方式改訂モデル」に基づく財務書類の雛形

財務書類の勘定科目について、主に、「基準モデル」は性質別、「総務省方式改訂モデル」は行政目的別となっています。「総務省方式改訂モデル」に基づく財務書類の雛形は以下のとおりです。

## ① 貸借対照表の例

貸借対照表  
(平成〇〇年3月31日現在) (単位:千円)

借 方		貸 方	
[資産の部]		[負債の部]	
1. 公共資産		1. 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 地方債	
①生活インフラ・国土保全	_____	(2) 長期未払金	_____
②教育	_____	①物件の購入等	_____
③福祉	_____	②債務保証又は損失補償	_____
④環境衛生	_____	③その他	_____
⑤産業振興	_____	長期未払金計	_____
⑥消防	_____	(3) 退職手当引当金	_____
⑦総務	_____	(4) 損失補償等引当金	_____
有形固定資産合計	_____	固定負債合計	_____
(2) 売却可能資産	_____	2. 流動負債	_____
公共資産合計	_____	(1) 翌年度償還予定地方債	_____
2. 投資等	_____	(2) 短期借入金(翌年度繰上充用金)	_____
(1) 投資及び出資金	_____	(3) 未払金	_____
①投資及び出資金	_____	(4) 翌年度支払予定退職手当	_____
②投資損失引当金	_____	(5) 賞与引当金	_____
投資及び出資金計	_____	流動負債合計	_____
(2) 貸付金	_____	負債合計	_____
(3) 基金等	_____	[純資産の部]	_____
①退職手当目的基金	_____	1. 公共資産等整備国庫補助金等	_____
②その他特定目的基金	_____	2. 公共資産等整備一般財源等	_____
③土地開発基金	_____	3. その他一般財源等	_____
④その他定額運用基金	_____	4. 資産評価差額	_____
⑤退職手当組合積立金	_____	純資産合計	_____
基金等計	_____		
(4) 長期延滞債権	_____		
(5) 回収不能見込額	_____		
投資等合計	_____		
3. 流動資産	_____		
(1) 現金預金	_____		
①財政調整基金	_____		
②減価基金	_____		
③歳計現金	_____		
現金預金計	_____		
(2) 未収金	_____		
①地方税	_____		
②その他	_____		
③回収不能見込額	_____		
未収金計	_____		
流動資産合計	_____		
資産合計	_____	負債・純資産合計	_____

※1. 他団体及び民間への支出金により形成された資産

①生活インフラ・国土保全	_____	千円	②教育	_____	千円
③福祉	_____	千円	④環境衛生	_____	千円
⑤産業振興	_____	千円	⑥消防	_____	千円
⑦総務	_____	千円	計	_____	千円

上の支出金に充当された財源

①国庫補助金等	_____	千円	②地方債	_____	千円
③一般財源等	_____	千円	計	_____	千円

※2. 債務負担行為に関する情報

①物件の購入等	_____	千円	②債務保証又は損失補償	_____	千円
②のうち共同発行地方債に係るもの	_____	千円	③その他	_____	千円

※3. 地方債残高(翌年度償還予定額を含む)のうち〇〇千円については、償還時に地方交付税の算定の基礎に含まれることが見込まれているものです。

※4. 普通会計の将来負担に関する情報(貸借対照表に計上したものを含む)

項目	金額	[内訳]	
		負債計上 [未払金計上・引当金計上]	注記 [契約債務・偶発債務]
普通会計の将来負担額	_____	千円	
[内訳] 普通会計地方債残高	_____	千円	
債務負担行為支出予定額	_____	千円	千円
公営事業地方債負担見込額	_____		千円
一部事務組合等地方債負担見込額	_____		千円
退職手当負担見込額	_____	千円	
第三セクター等債務負担見込額	_____	千円	
連結実質赤字額	_____		千円
一部事務組合等実質赤字負担額	_____		千円
基金等将来負担軽減資産	_____		千円
[内訳] 地方債償還額等充当基金残高	_____		千円
地方債償還額等充当蔵入見込額	_____		千円
地方債償還額等充当交付税見込額	_____		千円
(差引) 普通会計が将来負担すべき実質的な負債	_____		千円

※5. 有形固定資産のうち、土地は〇〇千円です。また、有形固定資産の減価償却累計額は〇〇千円です。

県内市町村財政の現状



## ②行政コスト計算書の例

【経常行政コスト】 行政コスト計算書 (自 平成〇〇年4月1日/至 平成〇〇年3月31日) (単位:千円)

	総額	(構成比率)	国庫等	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	議会	支払利息	回収不能見込計上額	その他行政コスト	
1 (1)人件費														
(2)退職手当引当金繰入等														
(3)賞与引当金繰入額														
小計														
2 (1)物件費														
(2)維持補修費														
(3)減価償却費														
小計														
3 (1)社会保障給付														
(2)補助金等														
(3)他会計等への支出額														
(4)税関係の公共施設等補助金等														
小計														
4 (1)支払利息														
(2)回収不能見込計上額														
(3)その他行政コスト														
小計														
経常行政コスト a														
(構成比率)														
【経常収益】													一般財源振替額	
1 使用料・手数料 b														
2 分担金・負担金・寄附金 c														
経常収益合計 (b+c) d														
d/a														
(差引)純経常行政コスト a-d														

## ③純資産変動計算書の例

純資産変動計算書 (自 平成〇〇年4月1日/至 平成〇〇年3月31日)

(単位:千円)

	純資産合計	公共資産等整備 国庫補助金等	公共資産等整備 一般財源等	その他 一般財源等	資産評価差額
期首純資産残高					
純経常行政コスト					
一般財源					
地方税					
地方交付税					
その他行政コスト充当財源					
補助金等受入					
臨時損益					
災害復旧事業費					
公共資産売却損益					
投資損失					
:					
科目振替					
公共資産整備への財源投入					
公共資産処分による財源増					
貸付金・出資金等への財源投入					
貸付金・出資金等の回収等による財源増					
減価償却による財源増					
地方債償還に伴う財源振替					
資産評価替えによる変動額					
無償受贈資産受入					
その他					
期末純資産残高					

## ④資金収支計算書の例

資金収支計算書 (自 平成〇〇年4月1日/至 平成〇〇年3月31日)

(単位:千円)

1 経常的収支の部	2 公共資産整備収支の部	3 投資・財務的収支の部	貸付金回収額	基金取崩額
人件費	公共資産整備支出	投資及び出資金	基金取崩額	
物件費	公共資産整備補助金等支出	貸付金	地方債発行額	
社会保障給付	他会計等への建設費充当財源繰出支出	基金積立額	公共資産等売却収入	
補助金等	支出合計	基金積立額	その他収入	
支払利息	国庫補助金等	基金積立額	収入合計	
他会計等への事務費等充当財源繰出支出	地方債発行額	基金積立額	投資・財務的収支額	
その他支出	基金取崩額	基金積立額	当年度歳計現金増減額	
支出合計	その他収入	基金積立額	期首歳計現金残高	
地方税	収入合計	基金積立額	期末歳計現金残高	
地方交付税	公共資産整備収支額	基金積立額		
国庫補助金等	3 投資・財務的収支の部	基金積立額		
使用料・手数料	投資及び出資金	基金積立額		
分担金・負担金・寄附金	貸付金	基金積立額		
諸収入	基金積立額	基金積立額		
地方債発行額	定額運用基金への繰出支出	基金積立額		
基金取崩額	他会計等への公債費充当財源繰出支出	基金積立額		
その他収入	地方債償還額	基金積立額		
収入合計	支出合計	基金積立額		
経常的収支額	国庫補助金等	基金積立額		

※1 一時借入金に関する情報  
 ①資金収支計算書には一時借入金の増減は含まれていません。  
 ②平成〇〇年度における一時借入金の借入限度額は〇〇千円です。  
 ③支払利息のうち、一時借入金利子は〇〇千円です。

※2 基礎的財政収支(プライマリーバランス)に関する情報  
 収入総額 千円  
 繰越金 △ 千円  
 地方債発行額 △ 千円  
 財政調整基金等取崩額 △ 千円  
 支出総額 △ 千円  
 地方債償還額 △ 千円  
 財政調整基金等積立額 △ 千円  
 基礎的財政収支 千円

※3 上記の他、〇〇の受け入れに伴う歳計外現金の収入額〇〇千円(〇〇の返還に伴う支出額〇〇千円)があります。

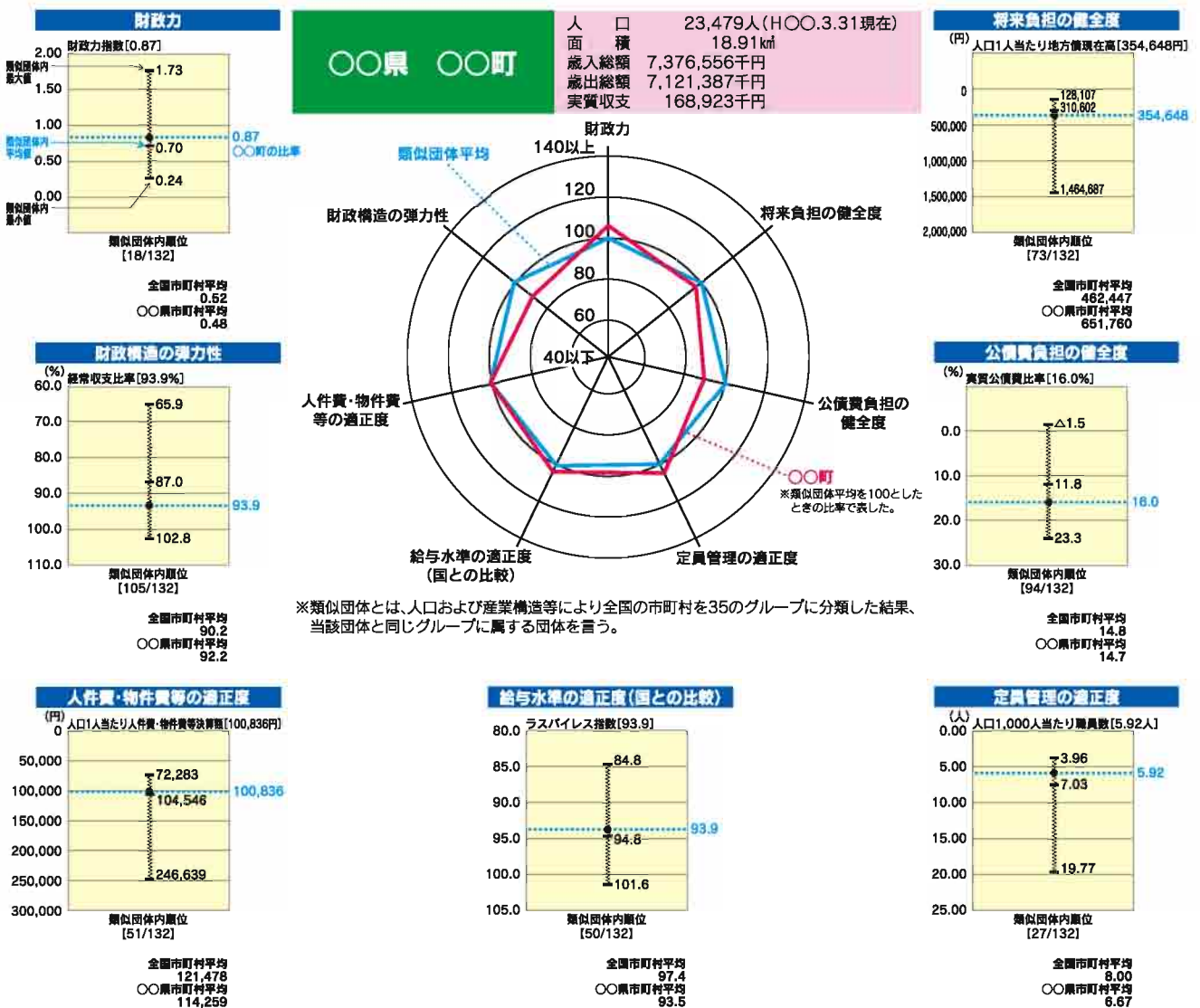
#### (4) 団体間で比較可能な財政情報の開示

各地方公共団体が住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくためには、自らの財政状況について積極的にわかりやすく情報を開示・説明することが求められています。

各団体における財政状況の開示等に加え、総務省又は都道府県では、他団体と比較可能な「財政比較分析表」「歳出比較分析表」、一部事務組合や第三セクター等も含めた「財政状況等一覧表」についてホームページ上での公表等を行っています。

#### ① 「財政比較分析表」の作成・公表

### 市町村財政比較分析表(平成〇〇年度普通会計決算)



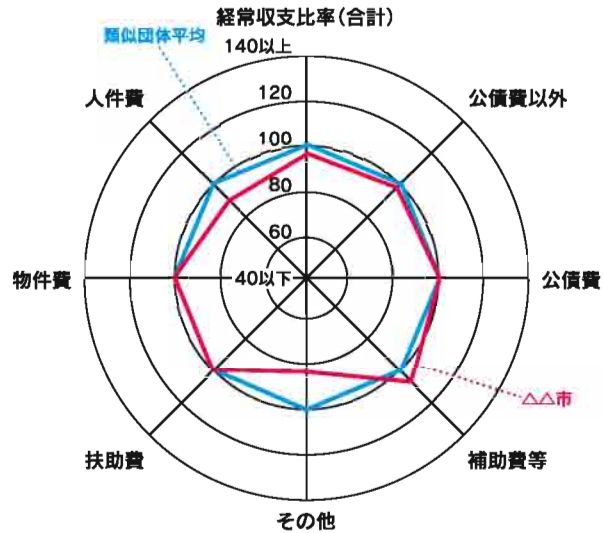
分析欄

② 「歳出比較分析表」の作成・公表

歳出比較分析表(平成〇〇年度普通会計決算)

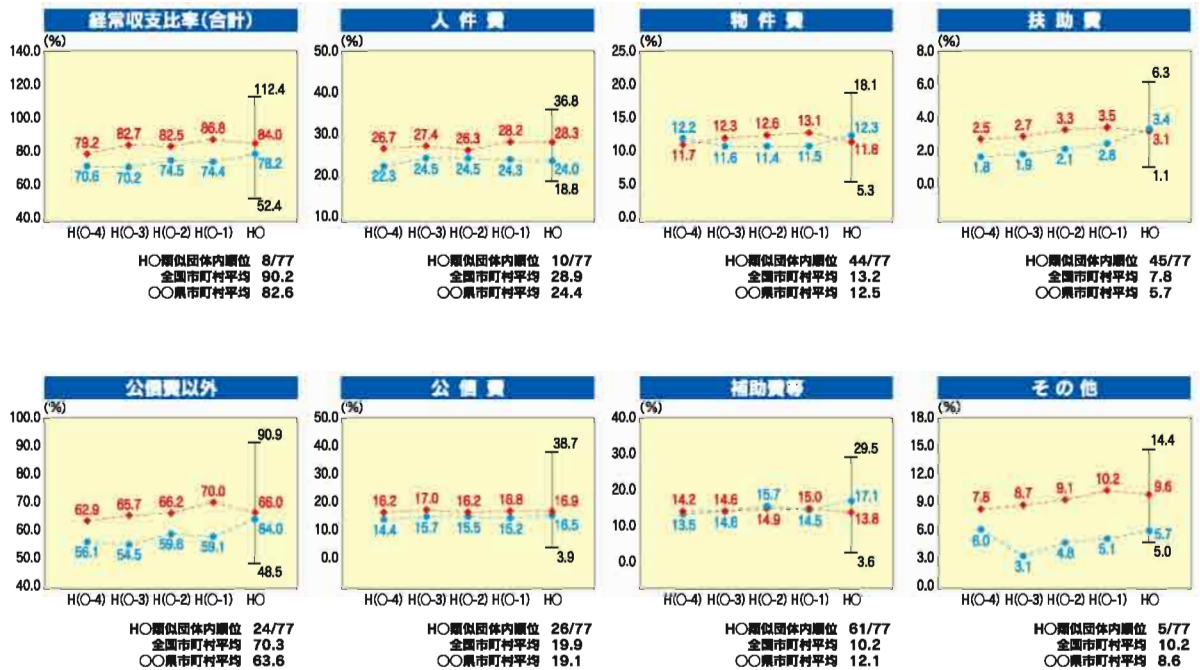
〇〇県 △△市	
人口	33,223人(H(O+1).3.31現在)
面積	109.88km <sup>2</sup>
歳入総額	4,789,856千円
歳出総額	4,557,924千円
実質収支	207,531千円

- ※1.本レーダーチャートは、当該団体と類似団体平均値より算出した偏差値をもとにチャート化したものである。(偏差値は平均を100としている。)
- ※2.当該団体の八角形が平均値の八角形より内側にあるほど、歳出抑制等により財政構造に弾力性があることを示している。
- ※3.類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体を言う。



当該団体値	●
類似団体平均値	○
類似団体内最大値	┘
類似団体内最小値	└

経常収支比率の分析



分析欄

③ 「財政状況等一覧表」の作成・公表

財政状況等一覧表（平成19年度）

（単位：百万円）

団体名 ○○市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C

1. 一般会計等の財政状況

（単位：百万円）

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計							
○○会計							
××会計							
...							
一般会計等							

2. 公営企業会計等の財政状況

（単位：百万円）

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方債) 現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
△△会計								
▲▲会計								
■■■会計								
...								
公営企業会計等計								

(注) 1.法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。  
2.法適用企業に係るもの以外のもについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
3.「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
4.「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

（単位：百万円）

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方債) 現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
□□事務組合								
...								
一部事務組合等計								

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

（単位：百万円）

地方公社・ 第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
○○土地開発公社									
★★道路公社									
◇◇財団									
...									
地方公社・第三セクター等計									

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

（単位：百万円）

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金			
減債基金			
その他充当可能基金			
充当可能基金計			

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率						△△会計			
連結実質赤字比率						▲▲会計			
実質公債費比率				25.0%	35.0%	■■■会計			
将来負担比率						...			
財政力指数									
経常収支比率									

(注) 1.「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
2.「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。

### III 参考資料

#### 1 平成19年度市町村別財政指標（普通会計決算及び健全化判断比率）

市町村名	歳入総額 千円	歳出総額 千円	形式収支 千円	実質収支 千円	単年度収支 千円	標準財政規模 千円	財政力 指数
北九州市	499,205,705	493,412,754	5,792,951	2,587,350	△553,825	247,694,000	0.69
福岡市	675,902,559	667,156,778	8,745,781	5,488,951	△2,855,492	336,993,737	0.83
大牟田市	50,717,674	51,758,421	△1,040,747	△1,055,368	△433,907	27,218,044	0.53
久留米市	104,263,095	102,860,428	1,402,667	664,414	△36,649	60,347,582	0.71
直方市	22,618,953	22,508,988	109,965	7,545	△8,765	12,196,789	0.56
飯塚市	54,310,119	53,646,288	663,831	638,129	△1,049,670	31,041,622	0.52
田川市	25,808,582	25,560,062	248,520	236,905	△314,382	12,673,867	0.40
柳川市	27,879,626	27,496,358	383,268	344,578	△221,822	15,938,536	0.49
八女市	15,086,597	14,548,778	537,819	469,302	35,588	9,851,564	0.51
筑後市	14,421,683	14,041,504	380,179	299,425	△87,201	9,470,638	0.68
大川市	12,998,459	12,919,821	78,638	78,638	△267,544	7,658,480	0.58
行橋市	21,335,943	21,087,172	248,771	161,038	△2,334	12,541,176	0.64
豊前市	11,274,403	11,168,095	106,308	72,957	12,566	6,642,660	0.51
中間市	16,060,694	15,978,407	82,287	82,098	13,049	9,136,893	0.46
小郡市	16,002,393	15,778,613	223,780	223,150	73,778	10,553,126	0.68
筑紫野市	27,786,195	26,798,122	988,073	873,116	△940,708	17,413,335	0.73
春日市	26,593,338	26,206,672	386,666	326,316	△723,939	17,337,799	0.73
大野城市	29,400,033	28,867,907	532,126	452,400	△108,032	17,101,357	0.77
宗像市	29,186,981	28,295,466	891,515	804,603	105,600	18,615,430	0.62
太宰府市	20,257,593	19,073,460	1,184,133	1,089,406	626,407	11,682,245	0.70
前原市	18,636,528	18,141,252	495,276	495,276	30,981	12,544,400	0.56
古賀市	16,074,175	15,645,770	428,405	393,478	△51,348	10,934,317	0.66
福津市	16,969,263	16,666,175	303,088	249,548	△206,414	10,866,428	0.59
うきは市	14,144,141	13,681,425	462,716	362,074	95,879	8,156,669	0.41
宮若市	16,036,944	15,066,274	970,670	875,163	655,684	9,479,856	0.63
嘉麻市	23,921,575	23,400,773	520,802	520,802	33,042	13,632,388	0.27
朝倉市	25,310,844	25,179,524	131,320	85,741	△44,315	14,235,847	0.61
みやま市	15,289,919	14,969,839	320,080	320,080	△132,627	10,452,753	0.42
那珂川町	12,730,231	12,391,099	339,132	211,741	△78,353	8,403,139	0.70
宇美町	10,881,941	10,451,963	429,978	416,426	159,038	6,791,996	0.57
篠栗町	9,800,061	9,585,754	214,307	156,504	△283,663	6,104,261	0.52
志免町	10,422,868	9,902,122	520,746	511,906	114,572	7,158,694	0.77
須恵町	6,836,732	6,718,405	118,327	116,327	△63,386	4,905,054	0.58
新宮町	7,334,216	7,079,519	254,697	253,457	△23,072	4,825,163	0.91
久山町	4,077,508	3,913,962	163,546	163,546	△130,275	2,511,659	0.78
粕屋町	10,696,996	10,073,426	623,570	556,820	36,483	7,678,836	0.81

(注) 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含めたものである。  
健全化判断比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第4項の規定に基づき、公表した数値である。  
財政力指数、健全化判断比率及び経常収支比率の計欄の数値は、単純平均である。

市町村名	健全化判断比率				経常収支 比率 %	地方債現在高 (平成20年3月末) 千円	積立金現在高 (平成20年3月末)			合 計 千円
	実質赤字 比率 %	連結実質 赤字比率%	実質公債 費比率 %	将来負担 比率 %			財政調整 基金 千円	減債基金 千円	その他特定 目的基金 千円	
北九州市	-	-	6.3	163.9	97.7	858,690,014	16,923,974	26,548,896	14,446,210	57,919,080
福岡市	-	-	18.4	259.6	94.2	1,317,215,712	10,299,803	5,189,161	20,564,986	36,053,950
大牟田市	3.87	-	14.9	159.5	99.8	53,412,029	0	0	893,534	893,534
久留米市	-	-	6.2	61.4	95.9	114,794,407	1,869,940	979,020	10,368,876	13,217,836
直方市	-	-	14.2	98.5	103.7	25,806,842	508,074	856	3,670,332	4,179,262
飯塚市	-	-	14.3	77.3	101.1	61,010,171	4,383,318	1,688,412	7,554,207	13,625,937
田川市	-	-	13.8	33.2	99.4	30,425,260	1,233,904	405,780	10,410,506	12,050,190
柳川市	-	-	14.6	96.8	93.2	33,890,185	3,229,989	984,728	5,826,220	10,040,937
八女市	-	-	15.4	129.3	92.3	15,583,839	2,058,755	208,548	1,341,161	3,608,464
筑後市	-	-	16.2	86.0	92.8	14,541,516	1,886,472	60,625	2,200,583	4,147,680
大川市	-	-	15.3	160.1	93.1	15,343,846	563,637	187,495	229,908	981,040
行橋市	-	-	12.6	81.4	96.4	17,142,646	1,523,222	12,077	3,811,504	5,346,803
豊前市	-	-	15.1	138.0	96.4	12,985,707	948,287	413,686	687,904	2,049,877
中間市	-	-	12.5	135.8	99.7	19,004,796	1,154,000	205,000	1,736,729	3,095,729
小郡市	-	-	16.3	152.2	96.9	22,352,732	879,429	4	105,055	984,488
筑紫野市	-	-	13.3	73.5	90.7	37,467,125	1,575,511	748,231	4,399,005	6,722,747
春日市	-	-	12.1	8.1	101.2	32,487,304	1,313,085	23,000	4,690,847	6,026,932
大野城市	-	-	10.3	-	91.3	28,970,217	3,616,908	4,598,407	7,845,336	16,060,651
宗像市	-	-	7.6	-	90.5	27,436,170	7,343,231	3,140,810	6,600,243	17,084,284
太宰府市	-	-	12.8	11.8	97.8	21,895,339	326,974	16	1,039,232	1,366,222
前原市	-	-	18.8	151.0	96.3	22,405,303	1,713,650	415	821,240	2,535,305
古賀市	-	-	11.7	12.4	90.8	14,881,049	2,133,462	156,261	2,324,835	4,614,558
福津市	-	-	9.4	65.5	91.7	15,532,917	3,887,307	1,386,739	5,807,272	11,081,318
うきは市	-	-	7.1	84.6	89.8	13,258,199	2,096,242	1,203,904	4,865,841	8,165,987
宮若市	-	-	13.4	49.1	89.6	16,132,356	1,272,831	371,354	5,208,568	6,852,753
嘉麻市	-	-	15.1	53.1	101.2	27,386,472	1,986,288	17,390	8,302,665	10,306,343
朝倉市	-	-	13.6	97.1	96.3	23,554,729	3,177,410	173,695	4,991,897	8,343,002
みやま市	-	-	12.4	52.4	91.2	16,744,649	3,126,578	426,902	2,524,157	6,077,637
那珂川町	-	-	2.8	-	88.1	11,489,146	2,093,049	1,686,141	6,456,334	10,235,524
宇美町	-	-	8.9	93.0	95.7	11,503,085	226,490	158,133	1,578,425	1,963,048
篠栗町	-	-	2.3	72.2	91.5	12,056,051	510,233	1,352,444	1,452,309	3,314,986
志免町	-	-	9.9	35.3	91.6	8,719,012	1,304,768	477,197	1,069,813	2,851,778
須恵町	-	-	14.7	105.1	91.9	6,826,478	1,485,880	307,586	207,077	2,000,543
新宮町	-	-	17.8	83.7	95.7	7,689,714	3,100,295	499,351	7,016	3,606,662
久山町	-	-	16.4	211.7	93.8	3,046,079	830,453	214,418	236,772	1,281,643
粕屋町	-	-	14.2	156.4	92.1	13,419,254	881,355	961,747	1,109,508	2,952,610

(注) 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含めたものである。  
健全化判断比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第4項の規定に基づき、公表した数値である。  
財政力指数、健全化判断比率及び経常収支比率の計欄の数値は、単純平均である。

市町村名	歳入総額 千円	歳出総額 千円	形式収支 千円	実質収支 千円	単年度収支 千円	標準財政規模 千円	財政力 指数
芦屋町	7,800,599	7,435,373	365,226	365,226	△219,865	3,390,272	0.42
水巻町	7,786,352	7,583,407	202,945	172,762	△49,963	5,369,898	0.54
岡垣町	7,703,694	7,377,203	326,491	312,726	△40,336	5,690,288	0.58
遠賀町	5,834,665	5,706,794	127,871	127,871	10,522	3,661,981	0.66
小竹町	4,211,800	4,083,594	128,206	106,081	3,896	2,517,991	0.33
鞍手町	6,287,870	6,203,232	84,638	84,638	△5,852	4,239,314	0.45
桂川町	6,077,828	5,895,926	181,902	181,902	42,957	3,348,002	0.38
筑前町	14,017,403	13,737,141	280,262	261,777	△1,314	6,976,946	0.52
東峰村	2,526,408	2,457,675	68,733	58,433	△10,066	1,535,933	0.14
二丈町	4,491,018	4,306,458	184,560	184,559	13,021	3,155,552	0.42
志摩町	5,350,775	5,180,185	170,590	162,196	△17,250	3,849,961	0.44
大刀洗町	4,852,033	4,674,852	177,181	165,992	△2,749	3,522,699	0.46
大木町	4,480,828	4,341,735	139,093	136,468	4,871	2,954,640	0.55
黒木町	6,705,212	6,523,342	181,870	163,021	△4,637	4,455,554	0.27
立花町	4,940,969	4,839,949	101,020	101,020	△221,822	3,431,941	0.29
広川町	5,791,500	5,531,018	260,482	238,562	93,393	4,120,383	0.58
矢部村	2,168,956	2,111,845	57,111	28,328	△29,769	1,372,869	0.14
星野村	3,399,127	3,238,658	160,469	159,919	△18,636	1,813,899	0.15
香春町	5,163,700	4,939,969	223,731	213,883	6,783	3,040,945	0.36
添田町	6,920,665	6,918,038	2,627	1,527	△98,095	3,757,924	0.22
糸田町	4,021,052	3,837,124	183,928	183,928	△4,550	2,484,350	0.25
川崎町	9,083,087	8,826,615	256,472	203,337	△17,558	5,058,488	0.26
大任町	4,697,014	4,490,452	206,562	182,388	125,496	2,025,731	0.22
赤村	2,338,263	2,314,465	23,798	18,890	6,953	1,376,009	0.17
福智町	14,619,134	13,880,747	738,387	705,259	△202,422	7,180,040	0.28
苅田町	16,277,848	13,806,144	2,471,704	1,574,830	△1,253,631	10,547,350	1.68
みやこ町	10,702,185	10,530,648	171,537	100,814	△8,012	6,423,184	0.39
吉富町	2,596,126	2,477,442	118,684	111,439	△19,454	1,840,386	0.51
上毛町	4,843,055	4,619,577	223,478	204,078	43,028	3,285,605	0.28
築上町	9,825,697	9,502,686	323,011	296,087	14,593	5,832,564	0.35
2政令市計	1,175,108,264	1,160,569,532	14,538,732	8,076,301	△3,409,317	584,687,737	0.76
26市計	672,385,750	661,345,594	11,040,156	9,070,814	△2,947,083	397,723,801	0.58
38町村計	268,295,416	257,488,544	10,806,872	9,194,668	△2,129,124	166,639,501	0.47
66市町村計	2,115,789,430	2,079,403,670	36,385,760	26,341,783	△8,485,524	1,149,051,039	0.52
64市町村計	940,681,166	918,834,138	21,847,028	18,265,482	△5,076,207	564,363,302	0.51

(注) 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含めたものである。  
健全化判断比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第4項の規定に基づき、公表した数値である。  
財政力指数、健全化判断比率及び経常収支比率の計欄の数値は、単純平均である。

市町村名	健全化判断比率				経常収支 比率 %	地方債現在高 (平成20年3月末) 千円	積立金現在高 (平成20年3月末)			
	実質赤字 比率 %	連結実質 赤字比率 %	実質公債 費比率 %	将来負担 比率 %			財政調整 基金 千円	減債基金 千円	その他特定 目的基金 千円	合計 千円
芦屋町	-	-	11.9	-	103.5	8,480,723	560,055	90,609	3,855,565	4,506,229
水巻町	-	-	9.5	1.5	96.5	7,332,608	1,470,874	391,721	1,273,842	3,136,437
岡垣町	-	-	7.5	28.6	89.8	5,351,738	1,976,946	511,202	2,637,737	5,125,885
遠賀町	-	-	11.2	26.9	95.1	5,951,655	833,811	552,899	3,344,241	4,730,951
小竹町	-	-	17.2	163.9	97.1	6,225,698	211,645	87,899	812,946	1,112,490
鞍手町	-	-	13.8	36.2	97.9	6,716,097	234,369	255	4,221,018	4,455,642
桂川町	-	-	14.7	60.4	102.1	5,301,443	180,622	5,946	1,043,143	1,229,711
筑前町	-	-	12.2	128.5	92.8	17,148,916	2,375,725	466,303	4,309,036	7,151,064
東峰村	-	-	21.9	57.6	100.2	4,113,221	582,576	200,712	1,535,810	2,319,098
二丈町	-	-	17.1	81.7	92.1	5,609,003	865,553	0	606,513	1,472,066
志摩町	-	-	18.9	139.0	91.9	5,680,172	177,426	100,555	558,737	836,718
大刀洗町	-	-	13.5	105.1	84.4	6,010,612	1,458,274	551,450	622,721	2,632,445
大木町	-	-	12.3	43.8	86.9	3,658,126	925,369	315,000	847,327	2,087,696
黒木町	-	-	11.4	72.7	97.0	8,834,845	1,142,023	245,910	805,957	2,193,890
立花町	-	-	11.7	88.6	96.1	7,205,346	1,708,699	195,600	522,350	2,426,649
広川町	-	-	16.0	72.0	91.5	7,986,995	1,219,862	135,575	666,028	2,021,465
矢部村	-	-	16.1	-	100.2	3,459,288	374,772	279,582	705,861	1,360,215
星野村	-	-	11.6	-	94.7	3,540,401	882,532	89,000	863,372	1,834,904
香春町	-	-	3.6	-	97.9	4,233,775	874,463	752,719	1,669,181	3,296,363
添田町	-	-	16.9	24.0	109.3	10,233,000	2,372,153	485,697	648,935	3,506,785
糸田町	-	-	10.4	3.8	103.8	5,395,681	266,283	655,341	1,781,522	2,703,146
川崎町	-	11.86	14.0	100.5	100.8	13,564,850	218,408	532,850	1,059,512	1,810,770
大任町	-	-	7.8	64.2	101.0	6,893,703	726,389	449,149	869,608	2,045,146
赤村	-	-	△0.1	-	85.9	1,784,305	790,078	370,678	1,408,081	2,568,837
福智町	-	-	12.8	-	104.0	24,285,515	561,748	2,511,857	9,173,565	12,247,170
荊田町	-	-	9.0	89.4	85.7	13,376,810	3,916,237	186,605	643,625	4,746,467
みやこ町	-	-	13.2	67.8	100.3	10,585,046	1,133,408	240,885	3,858,899	5,233,192
吉富町	-	-	6.8	11.7	94.0	1,882,395	828,023	245,632	880,255	1,953,910
上毛町	-	-	14.2	28.9	94.7	8,276,140	1,137,737	792,560	2,430,185	4,360,482
築上町	-	-	17.8	152.6	102.6	13,366,456	293,009	432,581	1,584,445	2,310,035
2政令市計			12.4	211.8	96.0	2,175,905,726	27,223,777	31,738,057	35,011,196	93,973,030
26市計			13.0	79.5	95.4	734,445,805	53,808,504	17,393,355	108,257,657	179,459,516
38町村計			12.2	63.3	95.5	307,233,382	40,731,592	17,533,789	67,357,271	125,622,652
66市町村計			12.5	74.2	95.5	3,217,584,913	121,763,873	66,665,201	210,626,124	399,055,198
64市町村計			12.5	69.9	95.5	1,041,679,187	94,540,096	34,927,144	175,614,928	305,082,168

(注) 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含めたものである。  
健全化判断比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第4項の規定に基づき、公表した数値である。  
財政力指数、健全化判断比率及び経常収支比率の計欄の数値は、単純平均である。



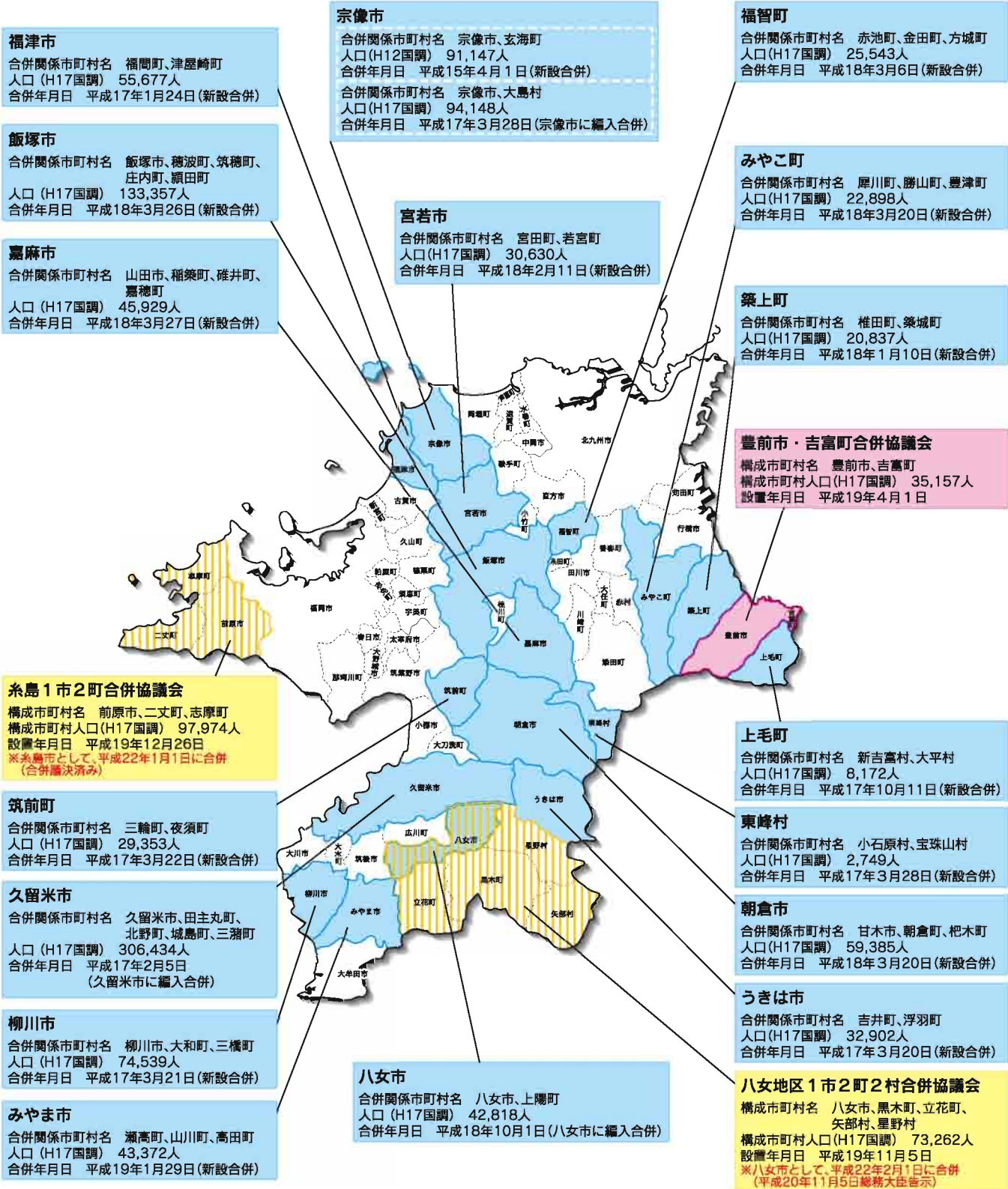
## 2 財政用語解説

用語	見方	算式
実質収支	決算収支をあらわすもので、実質的な黒字、赤字の額を示す。一定の黒字を出すことが財政運営の基本であり、後年度の財源調整の範囲内の適度な剰余が望ましいとされる。	$(\text{歳入} - \text{歳出}) - \text{翌年度へ繰越すべき財源}$
単年度収支	実質収支が、前年度以前からの収支の累積であるのに対し、単年度収支は、当該年度と前年度の実質収支の差額。黒字であれば、その分新たな剰余が発生、又は赤字が解消したことになる。	当該年度実質収支 - 前年度実質収支
標準財政規模	当該団体の一般財源の標準規模を示した額であり、当該地方公共団体の普通交付税算定における標準税収入額と譲与税等に普通交付税を加算した額。 ※平成21年度までは実質公債費比率等の算定にあたっては、右の算式によって算定された額に臨時財政対策債発行可能額を加算	$\{(\text{基準財政収入額} - \text{税源移譲相当額}(\text{個人住民税}) - \text{各種譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金} - \text{地方特例交付金}) \times 100 / 75 + \text{税源移譲相当額}(\text{個人住民税}) + \text{各種譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{地方特例交付金}\} + \text{普通交付税}$
財政力指数	当該団体の財政力を表わす指標で、「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるとされる。	$\text{基準財政収入額} / \text{基準財政需要額の3カ年の数値の平均}$
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充てる一般財源と、地方税、普通交付税、地方譲与税等の経常一般財源との比率。 この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることになる。	$\{ \text{経常経費充当の一般財源の額} / (\text{経常一般財源の総額} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}) \} \times 100(\%)$

用語	内容
普通会計	地方自治法等の法律によって規定されているものではなく、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、一般会計と、公営事業会計以外の特別会計を総合して一つの会計としてまとめたもの。
一般財源と特定財源	一般財源とは、用途が特定されずどのような経費にも使用できるものをいい、特定財源とは用途が特定されるものをいう。 一般財源が多いほど行政運営の自主性が確保され、地域の実態に即応した行政の展開が可能となる。 前者は、地方税、地方譲与税、地方交付税などが代表的であり、後者は、国庫(県)支出金、地方債、分担金及び負担金などが代表的である。
自主財源と依存財源	自主財源とは、自主的に収入しうる財源をいい、依存財源とは、国(県)の決定により交付されたり、割り当てられたりする収入をいう。 自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保される。 前者は、地方税、分担金及び負担金、使用料などが代表的であり、後者は、地方交付税、国庫(県)支出金、地方債などが代表的である。
義務的経費	歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減することが困難な経費をいい、極めて硬直性の高い経費である。 通常、人件費、扶助費、公債費の総体をいう。
投資的経費	歳出のうち、その支出の効果が資本形成に向けられるものをいう。 通常、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費の総体をいう。
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として認められた地方債をいい、地方財政法第33条の5の2の規定に基づき、平成13年度から平成21年度までの間に限り、発行される。 地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す各地方公共団体の基準財政需要額を基本に、団体ごとの発行可能額が算定される。

### 3 近年の本県市町村合併

平成21年3月1日現在



	合併した地域	18 地域	8市 36町 5村
	合併議決した地域	2 地域	2市 4町 2村
	法定の合併協議会が設置されている地域	1 地域	1市 1町

#### ●市町村合併 市町村数

区分	H11.3.31	H18.3.31	H20.12.19
全国	3,232	1,821	1,782
福岡県	97 (24市65町8村)	69 (27市38町4村)	66 (28市34町4村)

※H11.3.31は、旧合併特例法の平成11年改正の前の時点

参考資料

合併による市町村数の推移

期 日	政令市	市	町	村	計	合併市町村(関係市町村)
平成9年10月1日	2	22	65	8	97	
平成15年4月1日	2	22	64	8	96	宗像市(宗像市、玄海町)
平成17年1月24日	2	23	62	8	95	福津市(福間町、津屋崎町)
平成17年2月5日	2	23	58	8	91	久留米市(久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潞町)
平成17年3月20日	2	24	56	8	90	うきは市(吉井町、浮羽町)
平成17年3月21日	2	24	54	8	88	柳川市(柳川市、大和町、三橋町)
平成17年3月22日	2	24	53	8	87	筑前町(三輪町、夜須町)
平成17年3月28日	2	24	53	6	85	宗像市(宗像市、大島村) 東峰村(小石原村、宝珠山村)
平成17年10月11日	2	24	54	4	84	上毛町(新吉富村、大平村)
平成18年1月10日	2	24	53	4	83	築上町(椎田町、築城町)
平成18年2月11日	2	25	51	4	82	宮若市(宮田町、若宮町)
平成18年3月6日	2	25	49	4	80	福智町(赤池町、金田町、方城町)
平成18年3月20日	2	25	45	4	76	朝倉市(甘木市、朝倉町、杷木町) みやこ町(犀川町、勝山町、豊津町)
平成18年3月26日	2	25	41	4	72	飯塚市(飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町、穎田町)
平成18年3月27日	2	25	38	4	69	嘉麻市(山田市、稲築町、碓井町、嘉穂町)
平成18年10月1日	2	25	37	4	68	八女市(八女市、上陽町)
平成19年1月29日	2	26	34	4	66	みやま市(瀬高町、山川町、高田町)



**市町村財政のすがた**  
**2009**

福岡県企画・地域振興部市町村支援課編  
福岡県市町村行財政研究協会発行